

平成24年第2回大多喜町議会定例会

12 月 会 議 会 議 録

平成24年 12月 7 日 開 議

平成24年 12月 7 日 閉 会

大 多 喜 町 議 会

第2回大多喜町議会定例会12月会議

(第 1 号)

平成24年第2回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

第 1 号 (12月7日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
一般質問	4
藤 平 美智子 君	4
荻 込 孝 次 君	11
吉 野 僖 一 君	26
野 中 眞 弓 君	34
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	86

日程の追加	88
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
会議時間の延長	92
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
日程の追加	98
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
閉議及び閉会の宣告	105
署名議員	107

平成24年第2回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成24年12月7日（金）

午前 9時59分 開議

出席議員（12名）

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	荻 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 僖 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	野 村 賢 一 君	12番	正 木 武 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	石 井 信 代 君	総 務 課 長	花 崎 喜 好 君
企画財政課長	小野田 光 利 君	税務住民課長	関 晴 夫 君
健康福祉課長	磯 野 幸 子 君	子育て支援課長	石 井 政 一 君
建 設 課 長	磯 野 道 夫 君	産業振興課長	菅 野 克 則 君
環境水道課長	川 寄 照 恭 君	特別養護老人ホーム所長	齋 藤 健 二 君
会 計 室 長	渡 辺 嘉 昭 君	教 育 課 長	高 橋 啓一郎 君
生涯学習課長	加曾利 英 男 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 高 橋 謙 周 書 記 大 竹 義 弘

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 大多喜町財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 大多喜町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 大多喜町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 24 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 24 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 24 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 24 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 24 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 1 議案第 13 号 大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 2 議案第 14 号 平成 24 年度大多喜町一般会計補正予算（第 10 号）
- 追加日程第 3 発議第 1 号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 4 発議第 2 号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

本日12月7日は休会の日ですが、議事の都合により第2回議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

（午前9時59分）

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日、第2回議会定例会12月会議を招集させていただきましたところ、議長さんを初め議員の皆様には、年末を控え大変お忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。特に本日の会議は、議員各位にとりましては、来年1月24日が任期満了日であります。1期4年の最終の定例議会ということで、この4年間、町政推進に当たりまして多方面からのご支援、ご協力を賜り、この場をおかりいたしまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、行政報告につきましては、第2回議会定例会11月会議以降についてお手元に配付させていただきました報告書により、ご了承いただきたいと思います。

その中で、12月1日に上瀑地区で防災訓練を実施し、翌2日に町消防団の査察をさせていただきましたが、各区及び各部より数多くの要望が提出されましたが、より優先度の高いものより順次予算化させていただく予定で考えております。このことをご報告させていただきます。

さて、本日の会議事件といたしまして、一般質問で4名の議員さんより通告がされております。そのほか人事案件で1件、条例改正で6件、協議事項で1件、補正予算につきましては一般会計外4特別会計補正予算を提案させていただきますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、会議冒頭のあいさつとさせていただきます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に諸般の報告であります。第2回議会定例会11月会議以降の議会

関係の主な事項につきましては、お配りしました議会諸報告によりご承知いただきたいと思います。

なお、全教千葉教育職員組合中央執行委員長及び同事務職員部長から町長と議長あてに「子どもたちの貧困と格差を解消するための予算拡充に関連した要請書」が送付されております。その要請書の写しを議員各位のお手元に配付いたしましたので、ご承知願います。

また、上瀑小学校を会場に開催されました大地震を想定した防災訓練を初め、翌日開催された模擬火災訓練につきましては、町及び消防団、そして多くの関係機関や団体、住民の方々のご協力と参加をいただきまして、住民の防災意識の向上が図られましたこと、議会としても心から感謝を申し上げる次第であります。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

4番 小 高 芳 一 議員

5番 荻 込 孝 次 議員

を指名します。

◎一般質問

○議長（正木 武君） 日程第2、一般質問を行います。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（正木 武君） 通告順に発言を許します。

10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 私は、平成24年12月定例議会におきまして、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項といたしましては、省エネリース方式などによる防犯灯、道路照明灯などのLEDの推進について、そして子供議会の開催についての2点お尋ねいたします。

最初に省エネリース方式などによる防犯灯、道路照明灯等のLEDの推進についてお伺い

いたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっております。電力多消費の我が国においては、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として、公共施設や町の道路照明、街灯、防犯灯のＬＥＤ照明の導入を積極的に推進すべき課題としております。

また、ＬＥＤ照明の導入は、価格が高く初期投資はかさみますが、このデメリットを少なくする方法としてリースによる導入の方法があります。ＬＥＤ化を推進することは、将来的には電気料金の値上げによる財政負担の軽減を図る対策にもつながります。このため、財政健全化を目指す大阪府では、平成24年、25年では2万4,000灯、兵庫県では1万3,000灯をリースによりＬＥＤ化するとしております。自治体によっては、東日本大震災をきっかけとした電力事情などから、昨年からことしにかけて民間資金を活用したリース方式によるＬＥＤ照明導入を進める動きがあります。

リース方式にすれば、初期費用が抑制され、導入後の電力消費量も抑えられ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待できると考えます。

大多喜町では、さきの議会で面白峡の小水力発電事業を10年間の債務負担行為、リースにより実施することを示しましたが、発電や売電だけではなく電力消費についてもセットで取り組み、エコで経済的な環境に優しいまちづくりにつなげるリース方式によるＬＥＤ化の推進について、本町の見解をお伺いいたします。

また、有利な交付金事業の活用によるＬＥＤ化事業の推進という方法もあると思いますが、どの程度認識されているのかお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 公共施設や防犯灯、道路照明灯のリース方式によるＬＥＤ化の推進についてのご質問でございます。数課に関係する関係から、私のほうで初めにまとめてご答弁させていただきます。

公共施設のＬＥＤ化については、この中庁舎はほとんどＬＥＤ照明を利用しております。現在改修中でございます中央公民館ホールや大多喜小学校屋内運動場の照明はＬＥＤ化を活用する予定で進んでおります。このように、今後とも公共施設についてはＬＥＤ照明を活用してまいりたいと考えております。

なお、既存の防犯灯の電気料は低額であり安価なため、器具の交換や建てかえの時期を見

てＬＥＤ化を考慮してまいりたいと考えております。

また、道路照明につきましては、費用対効果から全灯改修の余地があるようですので、リース方式による検討を推進してまいりたいと考えております。例えば、各区で設置しています防犯灯の補助金については、現在１基の新設置について２万円を限度といたしまして２分の１の補助をしております。今後、ＬＥＤ化の防犯灯を設置した場合、２万円を限度に３分の２の補助金を交付できるよう、補助金交付要綱等を改正してＬＥＤ化を進めてまいりたいと考えております。

また、最後の質問で、国の交付金事業等はないかというふうなことでございますけれども、ＬＥＤ化事業でございますけれども、対象事業としていないわけではございませんので、今後事業の導入の際には考慮してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 道路照明につきましては、現在建設課で対応しております件数といたしましては、町内では36カ所95灯でございます。年間電気料は97万3,986円でありました。

ＬＥＤ化いたしますと、電気料金、修繕費の削減が期待されますので、灯数は少数であります。リース方式での実施が可能であるか研究していきたいと考えております。なお、リース方式が困難な場合につきましては、既存の照明については老朽化による交換時に随時ＬＥＤ照明を採用してまいりたいと考えております。また、道路改良時の新規照明設置につきましては、原則ＬＥＤ照明を採用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。

先ほど花崎課長の答弁の中で、対象事業がないわけではないということですが、例えばどのような事業があるのか、もし把握していれば伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 国の交付金事業の中で資本整備事業というのがあります。この庁舎建設のときも利用しましたが、かなり起債の対象の事業でございますので、それらの事業対象に考えておりますけれども、先ほど答弁しましたように、防犯灯につきましては町が管理している防犯灯の数が少ないものでございますので、費用対効果の面からして、そこまでのメリットといえますか、町の防犯灯についてはそういうメリットが少ないのかな

と思います。

ですので、今の建設課長の答弁にありましたように、道路照明については多少そういう面で考慮が必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 将来を見据えて計画的に導入を進めていくには、やはり大所高所から判断していただきまして、経費削減と電力消費削減を柱としたLED化導入推進計画を策定し、毎年計画的に整備していくことが必要と判断いたしますが、町での見解を伺います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま藤平議員さんのご質問でございますが、町の計画的な考え方ということでございます。町は、これから、当然のことながらLED化にすることによって電力消費の削減になりますので、これは進めてまいります。

ただ、今既存のものにつきましては、先ほど答弁のあったとおりでございますが、やはり費用対効果ということも考えます。1基が非常に高額なものにつきましては、また改修費用が高額なものにつきましては、今言いましたように費用対効果の問題がございますが、できるだけLED化に町は進んでいきますので、よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） やはり計画的に導入していくためには、国等の交付金制度、先ほど課長が言われましたけれども、そういう交付金制度などを研究して、調査して導入推進計画を策定していただきまして、財政計画にも配慮しながら取り組んでいくことが必要であると思います。このことについて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、私ども町のこれから街路灯につきましても、これから道路照明あるいは公共施設、すべてのものにつきましてはLEDでこれから対応してまいりたいと思います。

ただ、それぞれ事業計画の中で、これから進めるものにつきましては、すべてそういうことで進めますので、ただLEDだけですべて事業ということではなくて、それぞれ事業ごとの案件に重ねてこのLEDを進めていくということをお願いします。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） リース方式を活用することによって新たな予算措置をすることな

く、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものです。

先ほど町長が費用対効果とおっしゃいましたが、千葉県茂原市においては平成24年度の新規事業として20ワット化が蛍光灯の防犯灯7,450灯、すべてをLEDで防犯灯にいたしました。実施時期は7月末から9月末で、すべて終了したそうでございます。事業方式は10年間のリース方式とし、メリットとしては電気料金を1灯当たり月100円程度削減できるということであります。これは、故障しにくく長寿命であること、年間2,000円程度あった修繕依頼に係る労力を削減できることなど、また防犯灯の電気料金は2,194万円、球切れなどの年間修繕依頼は2,000円ということで、この料金は1,188万円ということです。

リースにすると当然これより安くなり、また、これにかかわる職員の労力も、修繕依頼など年間100時間ほど作業時間がかかっていますが、これも極端に少なくなるということも伺いました。

省エネやCO₂の削減が求められている状況の中、町も率先してこの目標達成に向けて取り組むことが必要であると思いますが、この点について再度、お答えを町長にお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま藤平議員さんのご質問のとおりでございます。LEDにすることによって大変経費が安くなることはもう周知のとおりでございます。

ただ、先ほど答弁にもありましたように、道路照明等につきましては既存のもので1基20万、30万という施設でございます。そういうことで、それで費用対効果の中ではなかなか難しいんですが、新規のものにつきましては率先してLED化を進めてまいりたいと思います。

もう一つは、確かにリース方式というのは一つの方法なんですが、リースというのはやはりその投資金額に対しまして利息が乗ってまいります。ですから、金額によりましては、できれば初期投資はそのまま町が投資してやるほうが全体的には安く上がるということでございまして、あくまでも初期の投資金額によるものだと思います。その投資金額によって、リースであったり、また一般財源から投資するという形のもので、むしろ利息をできれば払わないほうが初期投資が少なくて済みますので、そういったこともまた研究しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 省電のLED防犯灯は20ワット型で蛍光灯と同時の明るさを10ワット以下で賄うことができ、使用可能時間も6万時間で約15年、これは年間4,000時間で試

算したところでございますが、寿命が長いのが特徴となっております。

それに合わせて、省電力に伴い二酸化炭素排出量を減らすことができ、地球温暖化防止にも貢献でき、電気料金の節減相当分でリース分を賄うことを可能とするものであります。

本町におかれましては、どこよりも早く公共施設へのＬＥＤ化導入をしていただきました。それに続きまして、道路照明、防犯灯へのリース方式によるＬＥＤ化に取り組んでいただくよう希望いたしまして、この質問は終わります。

次に、子供議会の開催についてお伺いいたします。

情操教育や社会体験学習の一環として、子供議会の開催は全国的規模で行われております。

子供たちが自分は地域社会の一員であることを認識できることや、子供たちに議会の場を通じて質問するという議会制民主主義について学んでいただくこと、さらには日常生活における行政の仕組みや議会の役割を実体験していただき、こういう場を通して子供たちの希望や願い、あるいは求めていることを真摯に受けとめて議論する環境づくりは大変重要なことであると思います。

過去３回ほど子供議会の開催の質問をしたところ、平成19年10月に中学生議会を開催していただきました。私は、初めて中学生議会を傍聴して感動いたしました。子供たちの斬新なアイデアや素朴な疑問などを聞き、次代を担う子供たちと一緒にまちづくりを考える、そのような場で限らない子供たちの未来性を期待いたしました。

このような趣旨から次の３点についてお伺いいたします。

まず、最初に、子供たちが議員として議場へ臨むことや傍聴することで、子供たちにとってさまざまな貴重な体験や思い出に残る機会になると思いますが、子供議会の開催についての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま藤平議員さんの子供議会の開催についてのご質問でございますが、藤平議員さんのご質問の内容のとおりでございます。子供たちの純粋で豊かな感性から出された意見を聞き取ることは、町政を推進する上でも大いに参考になりますので、町といたしましても定期的にこの開催ができればと思っております。ただ、これも学校との調整がなかなか必要だと思います。学校の授業外ということでございまして、教育の時間を割いてというわけにはまいらないのかなと思います。

そういうことで、学校とはこれから調整したいと思いますが、定期的に開催できればと思っています。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

町では予算編成の時期でもあると思うんですけども、学校においても次年度の授業計画を策定されている時期と認識しておりますが、そこで実施方法や実施場所、参加予定人員など具体的な計画があれば、課長にお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 本町では中学校2校の生徒を対象にしまして平成19年度に1回目を行いました。2回目は中学生の教育期間が3年間ということで、卒業して生徒が入れかわるその3年後の平成22年度に実施しました。2回目の実施からちょうど来年が3年目、25年ということで、来年度には3回目の中学生議会を開催したいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 大多喜町には大多喜高校や三育学院大学があります。そこで、これらの若い方の大多喜の行政に対する意見や課題など、きっと貴重な意見が伺えるものと思います。その若い意見をまちづくりにつなげていくことも大変必要と判断いたします。対象を広げるお考えはないか、この点について町長にお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの藤平議員さんのご質問、大変参考になります。

当然、本町にも三育学院大学もございます。そういうことで、広く若い方の意見を伺うというのは、町にとってもやはり大変参考になるわけでございます。これは前向きに考えてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

各学校の状況とか、特に25年度のカリキュラム策定を考慮する中で、具体的な計画を盛り込むお考えはあるのか、課長にお願いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 教育課程のカリキュラムでは、地域を知る学習の中で、町議会があるということを小学校の社会科で学びます。また、中学校の公民で議会制民主主義を学んでいるところです。大多喜町の子供議会ということでは、中学生を位置づけておりますので、中学校の公民の教育課程の中にこの子供議会、中学生議会を盛り込んでいく予定でござ

います。

それで、来年の教育委員会の年間計画はこれから立てますので、その中に25年度に行う中学生議会を計画として盛り込む予定であります。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

子供の目線に立って、今の社会が適切な教育環境になっているのかどうかを真摯に見直すことも大切なことだと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

◇ 荻 込 孝 次 君

○議長（正木 武君） 次に、5番荻込孝次議員。

○5番（荻込孝次君） 議長のお許しをいただきまして、今期最後の質問を町長さんにお聞きしたいと思います。

大多喜町の目指すべき将来像実現のための行政課題についてお尋ねするわけなんですけど、近年は国内外を見渡しても明るい話題も少なく、特に国内は巨大地震への対応や原発事故からの地域再生、そして汚染土、焼却灰の受け入れ問題なども未解決の状態であります。日本の国民が一丸となってこの国難を乗り切るためにも、政府がしっかりとビジョンを打ち出し前に進むことが求められている中であって、一国の総理大臣や各大臣が短期交代し、施策が定まらない事態が続いているようでは、安定成長と安定した国民生活は望めません。

このような厳しい状況の中で、国は全国各地の地方自治体へ主権を移行し地方の知恵と責任でこの難局を打破しようと、地方分権の推進や地域主権改革を進めております。この12月16日に衆議院選挙で政権は恐らく変わるんじゃないかとは思いますが、どのように変わるのかひとつ期待しておるところでございます。

本町におきましても、少子高齢化や人口減少により消費経済の落ち込み、各分野の産業への影響、さらに地域のコミュニティ活動、防災のかなめである消防団活動、そして教育活動にも影響が及び、新たな行政課題が生まれ、その内容も解決方法が難しい深刻なものとなっております。

もちろん、町においてはこれまで課題解決に向けさまざまな施策により努力されてきていることは理解しておりますが、町長は大多喜町が目指すべき将来像の実現に向け、直面している行政課題のうち、最重要課題として認識していることは何であるかお伺いしたいと思い

ます。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの菊込議員さんの大多喜町の目指すべき将来像の実現に向けて、その行政課題についてのご質問でございますが、ただいま菊込議員さんにご質問いただきました現在の情勢というのはそのとおりではないかと思えます。

私ども大多喜町の抱えております重要な課題というのは、まず人口増の対策であり、またもう一点は財政基盤の強化であります。まず、ストップ・ザ・人口減少、それを今合い言葉に人口増対策を済めているわけでございますが、町に人々が住んでいただけるようなまちづくり、特に若い人々に住んでもらえるようなまちづくりを目指しております。そこからさまざまな施策を今進めているところでございますが、特に少子高齢化の中で人口が進んでおりまして、今大多喜町に限らず、これは全国的な問題でもございますが、本町で今まで進めてまいりました事業、そういったものをこれから進めることも同じことなんです、今まで私どもが進めてきた人口増対策につきましては、まず企業誘致を初めといたしまして町内にある産業、これらの規模の拡張拡大をひとつ進めて、雇用の確保ということが一つございます。

また、若い人がこの町に住みやすいように、住宅の取得しやすいような住宅地の確保、これらも進めてまいります。

また、住宅取得奨励金等の助成制度、これは特に地材を使った場合には加えた助成ということで、これらの助成制度もまた進めてまいります。

また、首都圏に通勤通学できるような交通体系、特に高速交通の体系、これは私どもの町の人口減少の一つの原因となっておりますのが、やはり若い方、特に高等学校まではよろしいんですが、高等学校を卒業いたしますとどうしてもこの地で大学に通えないということでこの地を離れていく、これがやはり一つは人口減少の大きな要素となっております。そういうことで、この地から首都圏に通勤通学ができるような、そんな交通体系の整備、こういったことも進めてまいりたいと思えます。

また、この大多喜町に住んで子供を育てる環境というものを、育てやすいような環境づくり、こういったことも同時に進めてまいります。そういうことで、できるだけ若い方に住んでもらえるような施策にすべてが結びついているところでございます。

また、一方で本町の財政力の基盤の強化ということなんです、これも、本町は財政の健全度、これは全国1,740市町村、この中で400番の位置にありまして、非常に財政の健全度という点では本町はよろしいんですが、財政力、これは0.45ということで非常に低いんですね。

むしろ低いほうから数えたほうが早いんです。

財政力というのは、我々の町はどうしても国・県、こういったところの交付金あるいは補助金等でかなりのウェートを占めているということがございまして、これから国の財政事情が厳しくなる中で、これの減少というものに合わせますと、やはり何としても財政力強化というのが必要でございます。そういうことで私ども、先ほども話は出ましたけれども、小水力発電のように税収以外からの収入を図りながら財政基盤の強化に努めてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） ありがとうございます。

町長さんがおっしゃったとおり、人口増が大事だというふうにおっしゃいましたが、私も確かにそうだと思います。人がいてこそ村であり町であるわけですから、人口、財政も人がいなければ豊かにならないわけですから、人口の問題が一番大きな問題であると思います。

この間、私はある会合で、大多喜町の人口が減っていて困るというお話をしたら、ある人が何でそんな人口問題を気にするんだということであつたんですが、人口というのは減ったりふえたりを繰り返すわけですから、今の人口がちょうどいいんだということであつたんですけれども、そんなことはないんだというという話をしたんですけれども、あるいは私を試してそういうことを言ったのかもしれないけれども、遠い将来人口がふえるにしても、今現在においては日本全体が少子高齢化で人口も縮小しているわけですから、このままでは財政的にも町としての体面も、人がいない町ですから体面が保てなくなるわけですから、かなりの問題になってくるわけです。

今後の37年後、2050年には今のまま進んでいくと日本の人口は26パーセント減少することです。そして、14歳未満の若年人口はたった8.6パーセントになるということを国交省の審議会が昨年2月にまとめた報告があります。

大多喜町も昭和29年に大合併したときには約1万8,000人いたわけなんですけど、それから現在においては約7,600人ほど減少しております。

しかし、この人口が減るのを防ぐのもいいんですが、若い働く世代がいなければ、お年寄りばかりだけでは発展はしないわけですので、生産人口がふえることが必要なわけです。先ほど町長さんがおっしゃいました大学に行くにも、この町から通えるようなふうになれば、またその学生が町に住むこともできるわけなんですけれども、ただ、住むには生活する基盤がなければいけないわけですから、企業誘致も大切でありますけど、企業誘致といってもよそから

若い人に大多喜町に来てもらうのも、これはいろんな条件が必要であるわけですから、大多喜町はもともと第一次産業の農業の町でありますから、働く場所として農業とか、あるいは創業、自分で業をつくるという意味の創業ですけれども、自分でいろいろな業を起こすような施策も必要ではないかなとは思っているわけです。それには、この町からもそれなりの支援も必要ですけれども、この後、補正予算がありますが、その補正予算の中には農業とか何かの助成金がありますけれども、そういうことを拡大して、これから自ら業をつくるというような方法も考えていったほうがいいと思います。

私の提案というか質問は、町のこれからについての質問は以上でございますが、それもこれも町長さんの企業誘致とか人口問題というのは町長さんの力によるところが大きいわけですから、これからもひとつよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

何かあったらお願いいたします、町長さん。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 荻込議員さんの町を思う気持ちはもうよくわかります。

それで、今の町の現状というのも私も議員各位も皆承知しているところでございます。やはりこの状況を何とかしなければいけないということで、今いろいろ施策を打っているところでございますが、今お話にもありましたように、企業を起こすということ、これも非常に重要であります。これは当然、企業誘致も含めて既存の産業の拡張の中に入っております。農業を含めまして、新しい産業を生み出すということは、今大多喜町に限らず日本で求められていることなんですね。そういうことで、これは当然それを進めていかなければなりません、この分野につきましては非常に高度な分野になります。しかしながら、これらにやはり挑戦していくことが大事だと思いますので、町もあらゆる打てる手はすべて打ちながら、何とかこの状況を打開していきたいと思います。

○議長（正木 武君） 5番荻込議員。

○5番（荻込孝次君） 次に、学童保育についてお尋ねいたします。

各家庭で子供や家族が大勢いた時代は、お年寄りや兄弟、地域が一緒になり分け隔てなく子供たちの成長を見守っていましたが、核家族や共働きによって放課後の子供たちの生活環境は大きく変わっています。

このようなことから、学童保育はひとり親家庭、共働きの家庭など親の働く権利と家族の生活を守るという面で大きな役割を果たしています。しかし、その反面、昔のように祖父母は子育てにかかわる機会も少なくなり、地域の風習や歴史、過去のできごと、気をつけなけ

ればいけないこと、人とかかわり方などについて伝えるすべもなくなっております。このような連鎖の社会で、大人になりきれない変質者によって先行き不安な社会になってきております。そのために、昔では考えられない学童保育という制度によって放課後の子供たちを犯罪から守らなければならない時代となっていることも事実です。

学童保育を必要とする家庭は年々増加し、全国で約85万人いるという数字もあります。言いかえれば、学童保育の制度がなければ子育てが困難な家庭がこれだけあるということであり、制度のよしあしの前に、放課後は学童保育を利用するというのが当たり前の風潮になっているように感じます。恐らく今後は、この需要はますますふえるものと思います。

しかし、幼い子供たちは学校で7時間、学童保育で三、四時間を学校や学童クラブというところで過ごすわけですが、平成19年の調査では、年間で児童が学校にいる時間が約1,140時間に対し、学童保育にいる時間が1,650時間と、小学校で過ごす時間より約500時間も長いという結果も出ております。人間形成に一番大事な時期に安全に保育することだけに時間を費やすのではなく、子供たちが毎日生活し、成長していく施設として条件整備と非常態勢の拡充を図る必要があると判断いたします。

このような中、厚生労働省では学童保育に係るガイドラインを作成し、必要な施設整備や放課後児童指導員の養成、学校や地域と連携した生活環境づくりが示されております。増大している学童保育の拡充を推進することが今後求められております。

そこで、本町の現状と見解を伺いたと思います。まず1番として、学童保育希望者の現状と受け入れ状況についてお尋ねいたします。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 学童保育希望者の現状と受け入れ状況についてでございますけれども、西畑の学童つくしは、定員30名に対しまして希望者31名、大多喜小で行っております学童たんぽぽは定員45名に対しまして希望者46名であり、定員を各1名ずつオーバーしましたけれども、本年度につきましては希望者全員を受け入れたというような状況でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） この学童保育という名前なんです。本を見ますと学童保育というのもあるし放課後児童クラブという名称もあるわけなんです。学童保育というと、安全にただ預かっているだけというような感じを受けるわけなんです。放課後学童クラブという名

称にしますと、何か動のイメージがあって、動き盛りの子供たちの状況をよくあらわしているんじゃないかと思うわけで、クラブという名前のほうがいわゆる本当に自由なことで、その時間、自由なことをして過ごせるような感じがして、クラブという名前が非常に好ましいんじゃないかと、私は先入観があるんですけども、そのような家にかわる一時的な場所なんですけれども、家にかわる場所ですから生活の場でなければいけないんじゃないかなと思うわけなんですけれども、大多喜町においては厚生省のガイドプランに沿ってそのまま行うんでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ガイドラインに対する町の現状といいますか、そちらを述べさせていただきますと、通常保育の現状ということでございますけれども、授業の終了後に与えられた部屋に集まるわけでございます。その後、宿題等の学習や室内の遊び、そして全員でおやつ、その後に各グループに分かれまして校庭でのボール遊び等を保育指導員の見回りのもとに保護者の迎えまで過ごすというのが現状でございます。

ガイドラインでは素晴らしいことを書いてございまして、十分な設備等をそろえまして、そして施設も孤立した施設、あるいは指導員と各関係者が強いつながりを持った運営であると、そのようなことが理想と考えております。

ただ、本町では、施設につきましては運営形態の一つでもあります公営と町でやっているんですが、ということとしまして、大多喜小学校、西畑小学校の空き教室を借用しまして、冷暖房、机やイス、ロッカーなど、十分とは言いきれませんが、必要最小限の設備や備品をそろえまして、また、遊具など小学校にあるものについてはそれらをお借りしまして、不足を補いながら運営していると、そのような状況でございます。特に本年は、申請者の増加に反しまして保育指導員の確保に苦慮していると、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） 今、施設を空き教室を利用しているということでありますが、今後、今までは保育園もそうだったんですけども、保育園には共働きの家庭が入るのが条件であったわけなんです、この学童保育も保育園と同じように今後恐らくすべての子供が入るんじゃないかと思うわけです。そうなってくると、場所の確保も大変なんです、場所の確保と施設の運営、今、町公営でやっておるわけなんです、必ずしも公営でなければいけないということではないわけでしょうから、公営も含んで社会福祉協議会に頼んでもいいし、個

人がやってもいいし法人がやっていいし、あるいはNPOが運営もしてもいいわけでしょうから、今後、これから場所とか運営方法も検討して、雇用促進とか民間活用なども検討されたほうがいいんじゃないかと思うわけなんです。

それと、さっきも言いました、家に帰っても面倒を見てくれる親がいないから、その生活の場としての学童保育ですから、本当に生活の場でなければいけないわけですね。勉強を教えたり、あるいはスポーツをやったり、その間、疲れたから眠い、眠いから横になりたいという子供がいれば横になるような場所もなければ生活の場とは言えませんから、そういう整備もしなくてはいけないと思うわけなんです、それと、いわゆる一線を退いた地域の方、そういう方にもお手伝いいただければ、非常に昔の地域のことや何かを話してくれるから、子供のためにはなるんじゃないかと思うわけなんです。

それも、今子供たちは、学校と家を行ったり来たりするだけであって、その地域に出ることが本当に少ないんですね。地域の状況というのを本当に知らないと思います。地域の状況を知らないということは、いわゆる郷土愛というのが育たないわけなんですよね。学童保育のあり余る時間のうちに、地域のお年寄りの方にその地域内を案内してもらったりするような、いわゆる探検散歩、そういうようなことで地域の中を歩いて、ここに神社があるとか川があるとか、そういうことを知りながら郷土愛をはぐくんでもらうとかなり効果的じゃないかとは私が思うわけなんです、そういうことも今後運営について検討していただきたいなと思っておるわけです。

以上です。何かそれについてありましたらお願いします。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 地域と連携した学童保育ということかと思いますが、学童に入っている子供たちは一日を家庭での時間あるいは学校での時間、学童の時間というふうに大別されますが、学童に入っているいないにかかわらず、一人の子供として接していかなければならないというように思っております。そして、その日々が子供たちにとって、将来の基盤となる大切な時間であると思います。

近年、地域では住民同士のつながりが議員おっしゃるとおり確かに薄れてきているように思いますけれども、学校と学童、学童と家庭や地域、そして学校と地域の関係者は連携していかなければならないのは当然であり、そうすることによりましてこの学童も遊びと生活の場として児童の健全な育成が図られることと思っております。

しかし、この学童保育は学校施設内で実施していることから、特に地域と接点がないのが

現状であろうかと思います。これからも今以上に各関係者と連携を密にしまして、この事業でのけがや行き違いのないように充実することも前進の一つと考えますとともに、大変な時期でありますけれども、この予算の確保をしまして、また必要な備品整備や保育員の育成や補充などをしまして、さらなる運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） 今、学校と連携をとって行うということでありましたが、確かに私もそのとおりだと思います。目的は子供の安全教育と健やか成長、生育を第一とした目的のこととありますから、地方の町としての取り組みが、これは教育委員会の役目だとか高齢者の管轄だとか、そういう無益な壁をつくる愚かさをやめて、学校と連携して、ぜひ大多喜町に適したいい方法でやっていただきたいと思います。これは、回答は別に要りません。

続いて、次に児童生徒の健全育成についてご質問いたします。

小学校での義務教育を通じ、学力、体力、知力をどこまで子供たちに教え、育てているのか。学校は非常に広範で大きな責務を負っております。

特に、小学校の義務教育6年間は、人間形成や人格、情感など、大人になってからの生きる能力、力を養う重要な時期であります。子供たちが自分自身で考え、判断し、行動し、そして危険を回避するなどの自衛の体得もこの時期が重要と考えます。また、さまざまな体験や機会を通じ、けんかもあるでしょう、怒ることもあるでしょう、憎しみもあるでしょう、ねたみ、忍耐、判断、喜び、感動、友情、人を敬愛する心などを会得し、バランスのとれた大人に成長することが求められております。

この質問は、先ほど学童保育でお尋ねしました学童保育の時間の持ち方に関連しているわけなんです、それを前提にしつつ教育委員会にお尋ねいたしますが、まず学力、体力の現状についてをお尋ねいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 大多喜町の児童生徒の学力につきましてお答えします。

千葉県標準学力テストの平成23年度のデータに基づきましてお答えさせていただきます。

まず、小学校ですが、町内の学年別の平均点と県の平均点で比較しますと、ほぼ全学年で県の標準平均点を上回っております。ただ、わずかですが下回っている教科がありますので、各学校で基礎基本の定着を図るようにドリルや個別指導を充実することで対応しております。

中学校では、町全体の学年別平均点と県の平均点を比較しますとほぼ同程度となっております。

ますが、数学と英語が県平均を下回っております。

県平均以下となった教科の対策として、基礎的な知識と技能の習得のために、授業はもちろんのこと、毎朝ドリルタイムを設定して数学、英語並びに国語を中心に基礎基本を定着させるように努力しております。さらに、学力向上月間を設けて放課後学習を行ったり、夏期休業中に学習相談日を設けて、基礎基本や発展的な学習を実施しております。

次に、体力でございますけれども、小学校5、6年生と中学生で実施している体力運動能力テストのデータに基づいてお答えさせていただきます。

体力運動能力テストの結果を握力、握る力、それから跳力、飛ぶ力、それと走力、走る力と投力、投げる力の4要素で見ますと、握力と跳力につきましては小学校、中学校合わせて全体が上回っております。走力につきましては中学生が県平均を下回っており、一方小学生は県平均を上回っております。投力、投げる力につきましては、小中学生ともに男子が平均を多少下回っております。全体的に見て、女子の体力、運動能力が県平均よりも非常に上回ってすぐれていると大多喜の場合は言えると思います。

ただいま申し上げました結果を踏まえて、小学校では体育や授業間で走力アップを、また中学校では保健体育の授業の充実を目指して指導しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） 本町の児童生徒はかなり全国レベル以上だということをお聞きして、本当に安心したわけなんです、この学力という問題だけで見ますと、全国学力調査というのがあって、学習調査を公表したことによってテストの点が上がることが学力向上という誤った風潮が全国的に広がっているということなんです、学校で教えたことがそのテストによっていい点数をとれたということは、それなりの学習効果があったことであるから、この評価は当てにはならないんですけれども、全国的に当町の児童生徒の、広く学力が平均以上ということで安心したわけです。しかし、それに安心せずに、これからも指導をよろしくお願いしたいと思います。

次に、2番の授業以外の体験からの知識、多少危険な遊びからの危険回避など、自衛の知恵の体得についてをお尋ねいたします。ちょっとこれは難しい質問なんですけれども、差し障りのない程度の回答で結構です。お願いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 教育課長という立場でお答えさせていただきますが、一般論も

含めてのお答えとさせていただきます。

学校の外での子供の過ごし方につきまして、ご年配の方からよく言われるのが、昔は川で泳いだり山で木登りしたり、時にはけんかをしたりして、近所じゅうで遊んだものだと、また、そのような機会に危険な行為を体感したり人間関係や善悪を判断する力が身につくのだという昔を懐かしむ話をよくお聞きしました。昨今は残念ながら外で遊ぶ子供たちを見かけることが少なくなるばかりで、専ら学校教育の場に期待が寄せられていると考えております。

学校では、このような学力とは一味違う生活能力を生きる力という言葉で表現しております。学校生活の中で子供たちに生きる力が身につくよう努力しているところでございます。授業以外の運動会やキャンプなどの体験学習だけでなく、日常の学校生活の中でも、子供たちが感じたこと、また、子供たちに芽生えたさまざまな感情について、学校の教師が強いかかわって育てることによって、問題を解決する能力や他人を思いやる心、また豊かな人間性が子供たちの身についていくものだと考えております。その努力を学校では今しているところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） 今の質問は、今の時代にかなり現実的でない質問であるわけですので、こんな質問を議員がしたということを保護者が聞くと、またいろいろ問題も出てくるんじゃないかとは思いますが、今の答えで十分わかりました。ありがとうございました。

次に、最近のゲーム等から受けるバーチャルリアリティという言葉があるんですが、構想と現実への影響についてをお尋ねいたします。これもちょっと回答しづらい内容だと思いますが、できる限りの回答で結構ですのでお願いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） ご質問いただきましたゲーム等から受けるバーチャルリアリティなどの影響についてということでお答えさせていただきます。

ゲームなどのバーチャルリアリティの世界は、子供たちがみずから発言したり行動することを必要としないために、コミュニケーション能力、また忍耐力が損なわれたりして、心の問題に影響を与える可能性があると考えております。

しかし、すべてのゲームが悪影響だけとは言い切れないようにも考えます。家庭で親の目が届く範囲でゲームをすることによって、適度な娯楽になりますし、遊ぶゲームによっては家族全員で楽しむこともできて、決して悪いと決めつけられるものばかりではないとも考え

ます。そういうわけですので、学校では特別な規制はしておりませんが、授業に必要でないものは学校に持ってこないことと、それと、このゲームとは若干違いますが携帯電話等、インターネット接続するようなものも含めて悪影響や怖さについて、児童生徒に正しい情報が伝わるように学校として取り上げて、児童生徒に教えております。

○議長（正木 武君） 5 番 荻 達 議員。

○5 番（荻 達 孝 次 君） 今のお答えは、ゲームだけなんですけど、最近のゲームとかあるいはテレビ、映画等、超現実的な空想映像は本当に目を見張るものがあるわけです。殴られても、何度殴られても死ぬわけないし、けがはしないし、殺されても次の画面では生き返っているし、殺すということがどのようなことか理解するのに、幼い子供に与える影響はかなり大きいのではないかなと思うわけです。幼少のころのこのように脳裏にある感情は、大人になってから果たして影響はないのかなと思うわけなんですけど、近ごろテレビを見ても新聞を見ても、むやみやたらに殺人とか、特に子殺し、昔なら絶対なかった親殺しまで日常茶飯事のごとく報道されておりますけれども、このような現実には仮想現実と無関係なものかどうか、これからの日本のあり方について一抹の危惧を覚えますのでこの質問をしたわけなんですけど、こういうことも教育委員会から、いいとか悪いとかぐらいの回答しかないと思うんですけど、それについてどう思っていますでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 先ほど、ゲームのほうを中心にお答えさせていただきましたけれども、バーチャルリアリティについて非常におっしゃるとおり人間の感情というか、あと生活感覚というんですか、殴ったりとかそういうことが危惧されていることは十分わかります。ただ、それが決してすべて悪いと言い切るわけにはいかないので、悪影響のある部分もあると、そういう認識で教育ではとらえております。

もちろん、学校の教育現場にそういうものが持ち込まれないように、また、家庭でも度を超したそういうゲームとか映像に深入りしないようにという注意喚起は学校ですておるところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 5 番 荻 達 議員。

○5 番（荻 達 孝 次 君） わかりました。

次に、生きる力と宗教的・道徳感及び家族愛についてお尋ねいたします。先に、これも難しい話なんですけどお願いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 宗教的道德感ということで、考え方をお答えさせていただきます。公的な教育における宗教と教育につきましては、特定の宗教のみに偏ることなく、あくまでも中立な立場でなければならないものでございます。

しかし、学習指導要領で目標としている生きる力をはぐくむための一つの考え方として、特定の宗教を例にして指導することもある場合があると考えます。例えば、みずからを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性を育てることを目標とする道德教育では、高相な聖人君子の教えを持ち出したり紹介したりすることがございます。宗教的なことを指導に加えることで、生徒指導を初め人間教育上で大きな効果が期待できることが多々ありますが、しかし十分に内容を吟味して、特定の宗教に固執することなく指導する必要があるとも考えております。

また、同じく家族愛につきましても、なかなか教育では触れることができないかもしれないんですが、同じように愛について学校で教育の中に含めることができると考えております。以上です。

○議長（正木 武君） 5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） 憲法で政教分離を規定しておりますから、教育に宗教を取り入れるのは禁じられているのは承知の上で聞いたわけなんですけど、しかし、日本の教育に、人のため社会のため親への敬愛の心を説いた儒教の教えがなくなっているんじゃないかなと私は思っているわけです。宗教にはキリスト教とかイスラム教、仏教、これを世界三大宗教と言われている中において、日本に伝わった仏教は人の心を救うという大乘仏教に昇華しまして、仏教の教えの中には人のあるべき行いや教えが随分あるわけです。これは儒教の教えと同じであるわけなんですね。

江戸時代に、スペイン人のイエズス会宣教師のゴンザロ・フェルナンデスという人の手紙には、日本人は子供を虐待せずに大切に育てていて、子供もまた素直に育っているという手紙があるわけなんですけど、これも日本の場合は儒教の教えが普及していたせいかなと思えるわけです。

私、この間ある寺に行きましたら、寺の看板の文言に共感した言葉があるので、ちょっと紹介いたしますけれども「親に良き物を与えんと思ひて、せめてすることなくば、一日に二、三度笑み向かうべし」という言葉が書いてあったんですが、これは何かといいますと、親に何かをしてあげたいが貧しくて何もしてやることもできない。それならば、せめて一日、二、

三回笑顔を見せてあげなさいと、その笑顔が何よりの親の喜びですという意味なんですが、まさに親子愛の極地ではないかと思います。

今の道徳教育は遠回しにいろいろなことを言いますが、こういうふうに直接的な言葉で言うとかかなりわかりやすいんじゃないかと思うんですが、遠回しに子供に話をしてもなかなかわからないわけですので、こういう直裁的な言葉もたまにはいいんじゃないかと思うわけです。

それから、それと同じに、現代では深く考えもしないで自分の欲のために簡単に人を殺したり、若い女性が彼氏に相手にされないから寂しいからといって、簡単にリストカット、腕を切ったりして、親や肉親の悲しみも考えずにその場の感情だけで行動する軽佻浮薄な行動がよく起きているわけなんです、このように相手を思いやる心がないために今いじめというのも起こるんじゃないかと思うわけです。

そして、今、宗教を教育に入れたということじゃなくて、宗教を教えるのではなくて、その精神、心を教えることがいじめをなくすものではないかと思うわけです。

この日本の、人を思いやる、あるいは死んだ人も思いやるという気持ちのちょっと例を言いますけれども、かつての日本人の優しい気持ちをあらわすのに、お盆のときに盆飾りをしますね。その盆飾りの下に、仏前の下に隠し膳というのを置くわけです。それから、葬儀のときにも四つじとかつじつじにお膳を置く風習があったんです。今はないと思うんですけれども、これは何の意味かといいますと、成仏できずにさまよっている亡者に食べ物を与えて、自分の家の亡くなった先祖や新しく仏となった家族と、そのさまよっている亡者が仲よくしてもらいたいという、死後のことまでも優しい気持ちを示す一つの例なんです、日本人が忘れつつある復活させたい心の教えではないかと思うわけです。

こういうことを言いたくていろんなことを話をしたわけなんです、最後に、今のは答えは結構ですから、最後に現状の教育方針による将来展望についてをお尋ねいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 現状の教育方針ということで、大多喜町の教育方針について述べさせていただきます。

教育委員会では毎年、教育行政の運営にかかわる基本方針を定めていますが、平成24年度の基本方針では明日の大多喜町を担う子供たちの生きる力を育むため、学校、家庭、地域との連携をさらに推進し、信頼される学校づくりを目指しています。具体的には、確かな学力の育成、教職員の資質や指導力の向上、創意工夫を生かした特色ある教育活動の展開、適切かつ速やかな学校危機管理体制の構築など、生きる力を育む学校教育の資質向上を図ること

でございます。

この町の指針に基づいて、各学校では児童生徒の生きる力を育むための教育課程を編成し実践しているところです。将来の大多喜町の子供たちには、この指針のとおり生きる力を備え、町をさらに発展、成長していってくれると信じて、今の教育に全力を挙げているところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 質問の途中ですが、5番荻込議員に申し上げます。

申し合わせの持ち時間まで残り5分となりましたので、よろしくお願いします。

5番荻込議員。

○5番（荻込孝次君） じゃ、答えは要りませんから。

学校とは学びの場であるわけですね。学ぶのは大学のための受験勉強のためだけではありません。長い人生を幸せに歩いていくために人間として必要なことを、仲間を通じながら学んでいくところだと思います。学校という小さい社会で未成熟な子供たちが互いに補いながら成長している、その中です。

そういうことをさらに認識して教育に当たっていただきたいと思うわけですが、日本教育新聞社が地方議員2,800人に対してアンケートをとった、その結果があるんですが、地方議員、この方たち2,800人のアンケートの結果なんですが、保護者への教育が必要というのが47パーセント、心の教育の充実が必要だというのが35.2パーセント、それから先生方の研修が必要であるというのが32.6パーセント、学校外での青少年健全育成をしたほうがいいというのが26.9パーセント、教員の指導力が十分でないというのが38パーセント、そして最後に教育の方向性を教育委員会が十分に説明していないんじゃないかというのが19.4パーセントあったわけなんです。

こういうアンケートもあるわけなんです、それから16日の衆議院の選挙で恐らく各党が教育委員会のあり方についての検討をするという公約がされているようですが、そういうことを踏まえながら、教育委員会もただ事務的なことではなくて、学校現場、教育方針とか何かを十分に知らしめることも必要ではないかと思っておるわけです。

まとめませんが、以上、私の質問でございます。ご回答ありがとうございました。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） それでは、荻込議員さんが全体的に今子供の教育上で置かれている状況について大変に心配な部分があるということでいろいろとご質問いただいたと思います。

1つはバーチャルリアリティですね、ゲームのやり過ぎということ、それから今社会環境が大分変わってきていまして、昔でしたら子供たちが放課後群れてさまざまな体験をする中で、子供がいろいろな心の学びとかあるいはこれをやると危険だという学びとか、荻込議員さんが心配されていることが自然な形で社会の中で育まれてきていた時代がありました。

ところが、今現在、そういうことがなかなか子供たちに身につけさせづらい教育環境になっています。学校でももちろん、こういうことをやると危険だよとかいうのは、できるだけ細かく話しているんですが、やはり昔のそういう自然の中で培われた状況と比べると、かなり不足しています。

特に荻込議員さんが心配されている心の教育ということですよ、さまざまな大変痛ましい事件が起きています。あるいは学校でいじめの問題が起きています。そういうものも、すべてはやはり心の貧しさというか、子供が小学校、中学校、高等学校、成人するまでの間に大変な非常に心が豊かになるはずのものなんですけれども、それがなかなか培われていない現状で、大人になってからさまざまな形で出てきているというのがありますけれども、学校でも、先ほど宗教の話も出ましたけれども、例えば親への愛とか親族愛とか、あるいは他人に対する愛とか思いやりとかそういうものについて、道德教育を初めとして学校教育の中でさまざまな形で行っています。

ただ、それと同時に、先ほど荻込議員さんが保護者の教育も大事だというような、それが第一番にアンケートで出ているということで、それもまた我々も感じています。若いお父さん、お母さんたちがなかなか、自分の子供だけを見て、余りほかが見えない状況とか、そういうことも含めまして、これからの子供たちがやはり義務教育、高校ぐらいの間に知・徳・体、知というのは学力、徳というのは心の教育、それから体力、そういうものがバランスのとれた教育の中で子供たち一人一人がしっかりと身につけて、たくましく生きていく、今90年、100年生きる時代ですから、そういうものをしっかりと身につけていかれるような教育環境、教育委員会としましても、特に大多喜町小中学校、高校も含めてですけれども、これからさまざまな方のご意見をいただきながら、また教師にもしっかりとこういう指導をしながら、一人一人の子供がたくましく生きられる、そういう力をつけるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時25分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 35 分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（正木 武君） 一般質問を続けます。

7 番吉野僖一議員。

○7 番（吉野僖一君） 通告によりまして一般質問をさせていただきます。

初めに遊歩道の整備について。

「城と溪谷の町大多喜」は、四季折々のイベントの実施や町並み案内人による町の紹介、いすみ鉄道のキハ導入の効果もあり、年々観光客も増加しているように感じております。

また、毎年開催している紅葉まつりについても、会所地区や養老溪谷、城下商店街の地域挙げての取り組みによって徐々に知名度が上がり、いすみ鉄道や小湊鉄道の利用増にもつながっていると思います。

この中で、養老溪谷の魅力をさらに多くの観光客に知っていただくためには、現在進めている遊歩道の整備は重要なかぎになっているものと思います。

そこで、養老溪谷の遊歩道の整備進捗状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 養老溪谷の遊歩道の進捗状況についてお答えさせていただきます。

県立奥清澄養老溪谷自然公園内に位置しております養老川沿いの遊歩道につきましては、県の自然保護課の事業を旧の大多喜土木事務所、現在の夷隅土木事務所でございますが、栗又の滝から小田代の十字路までの全長3.8キロメートル、徒渉の施設を2カ所、階段施設2カ所ということで、それを全体計画としたものでございます。

その当時、土木事務所は栗又の滝から小沢又地先までの間を平成元年度から平成8年度までを1期工事といたしまして整備いたしました。残りの小沢又地先から小田代地先までの2期工事につきましては、千葉県といたしましては事業費の問題もあり、現在まで工事がストップしておる状況でございます。

町が事業の継続を図るべく計画しておりますこの2期工事、面白峡の遊歩道でございます

が、全長が2.1キロメートル、ブロック歩道の標準幅1.5メートル、徒渉施設2カ所、避難路1カ所、避難場所2カ所の計画でございます。現在の進捗状況でございますが、平成23年度、24年度に環境影響調査や測量業務等を実施しておりますので、金額でいいますとおおむね15パーセント程度でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） できるだけアピールしないと、なかなかこういう事業は進まないの、観光立県千葉ということで、大多喜もその一翼を担っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

また、圏央道が来年春開通する見通しとなっておりますので、この開通によってさらに大多喜や養老溪谷への誘客が期待できるわけで、そのためにも遊歩道の計画区間の早期完成を目指して努力していただきたいと思います。その見通しなどはどうなっておるか、その辺のリンク、圏央道の開通後のその辺も県のほうに言ったほうがいいんじゃないか。よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 現在の遊歩道の整備計画は、町といたしましても国土交通省の川まちづくり計画で申請いたしまして、平成24年2月15日に登録となっているところでございます。これは、国庫補助事業の採択を確約したものではありませんが、国また県においては補助事業の採択のための後押しとして非常にやりやすい登録であるということでご支援を約束していただいているところでございます。

そういった中で、先日も県庁のほうの観光企画課と副町長も私どもの企画のほうの係も行きまして、その補助対象になるものは何かないかということで、観光だけでなく建設のほうの関係の歩道としての採択等につきまして協議しているところでございます。

なるべく早く実施ができるように、事業費も多額にかかるところでございますので、適正な補助金、また高額な補助金を目指しまして現在努力しておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） その辺はよろしくお願いしたいと思います。

まずは、それに関係しまして、県道面白地先の改良工事もなかなか予算確保が難しく、開

通までにはまだ期間を要するようです。２期工事についてはストップしているということですが、いろいろと課題もあると認識していますが、養老溪谷に来るお客様がふえることで多喜町全体の波及効果も期待できると判断していますので、ぜひこの早期実現に向けて頑張ってくださいと思います。

今、町及び観光協会ではホームページやチラシなどで養老溪谷の紹介をしております。昨日もテレビで最後の紅葉ということで養老溪谷の案内が放映されておりました。こういうマスメディアを利用して、養老溪谷は新緑の季節から紅葉の季節にかけては最もその自然の魅力がアップするわけです。

そこで、産業振興課長にお伺いします。

整備された区間だけでも遊歩道を利用して散策する養老溪谷の魅力ということをもっと積極的に情報発信する必要があるのではないかと思います。遊歩道を歩いていただいて、溪谷の魅力を再発見していただけることもあると思うので、例えば遊歩道を歩いて楽しんでいただくために見どころや駐車場情報、休息所や直売所情報などを組み入れたコースやプランを積極的に情報発信し、多くの観光客にリピーターとなって来ていただく必要があると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 養老溪谷には２つの遊歩道がございます。一つは栗又の滝から小沢又までの親水遊歩道、もう一つにつきましては、葛藤にある中瀬遊歩道でございます。この遊歩道につきましては、ポスターあるいは町のホームページに掲載いたしまして、お客様を呼んでございます。

また、今お話にありました紅葉、大分ことしは色づきがよくなっております。ライトアップも今行っているところであります。また、ポスターにも、紅葉まつりのポスターですけれども、遊歩道を渡っているポスターもつくって周知しております。

観光客がおいでになることは町の活性化にもつながることですので、議員さんご指摘のように駐車場、また直売所、直売所も一般の方が栗又地先で直売所をやっていますけれども、また山びこでも直売所をやっていますけれども、それらの直売所を有効に利用して、これからも観光の推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ７番吉野議員。

○７番（吉野僖一君） ありがとうございました。

何せやはり車社会なので、道路整備が急務かと思います。あす、何か婚活パーティも一泊でこういう、もみじを利用したのホームページとか一生懸命やっているのは認めますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、今、養老溪谷の話をしたんですが、地域的にあと西畑地区というか、余り地区的なあれはこの際余り言うてはいけないのかもしれないですけども、たまたま大多喜町内にもいすみ鉄道と小湊鉄道の始発駅、上総中野駅がありまして、大塚山、そして田代滝、西畑駅までの遊歩道整備について伺います。

いすみ鉄道の上総中野駅から徒歩で約30分の位置にある大塚山は中山間地域整備事業によって整備されましたが、その後は地元三条区の方々が中心となって四季折々の花が楽しめるよう植栽作業や草刈り作業が行われています。特に山頂は眺望もよく、晴天時には遠く富士山も見えるような絶景の場所となっています。地域の方々は、大塚山を中心として田代滝や風光明媚な山並みなど地域の魅力を多くの方々に知っていただき、新たな観光スポットとなることを期待しているわけです。

先日、三条区の区長さんからこういう大塚山の自然公園の写真集を持ってきていただきましたので、これは後でまた見ていただきたいと思いますが、皆さん、地元でこれだけやはり頑張っているということを町も認識して、あとこれからの維持管理についても地元と協議していただきたいと思います。

そこで、中野駅から大塚山、田代滝、これも日本の滝の写真集がありまして、この間もお客さんで現場を教えてくれということで結構カメラマンが来てやっておるんで、やはりそういう遊歩道の整備をしなくてはいけないとの考えで一般質問に入れたわけでございます。

そして、西畑駅まで歩いて散策していただくルート、そして遊歩道を整備し、地域を活性化することが考えられますが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問の中野駅から大塚山、田代滝、西畑駅までを徒歩で散策していただくルートとして遊歩道を整備し、地域を活性化することが考えられますが町の見解を伺いたいということでございますけれども、大塚山周辺には大蛇伝説で有名な田代滝もあり、民話の里としての農村風景が広がり、豊かな自然を満喫できる場所であります。町も一人でも多くのお客さんをお呼び込み、地域の活性化を図るべく、中野駅を中心とした大塚山万葉ロード及び中野七面山周辺のハイキングマップを作成し、町のホームページでも紹介しているところでございます。

中野駅から大塚山、田代滝、西畑駅までを散策できる遊歩道の整備とのことでございますが幾つかのルートが考えられます。いずれのルートも個人等が所有している土地を通ることになりますので、地権者の了解が得られれば整備について考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 今課長さんから説明いただきましたように、確かにホームページなどで紹介させていただければと。それにプラス、前もって中野駅の七面山とか庄司の子宝伝説の鬼子母神様とかありまして、そこら辺も今後加味して、また最近健康志向からトレッキングやハイキングブームとなっておりますので、いすみ鉄道や小湊鉄道を利用して一人でも多くの方々においいただき、中野駅や西畑周辺、大塚山や七面山、あるいは田代滝、そして子宝伝説のある鬼子母神様、そして七面山と、そういう美しい竹林、大多喜町はタケノコで有名でございまして、平沢とか川畑とか田代、弓木とか竹林の美しさ、平沢ダムなど貴重な観光資源が点在しているわけで、この地域資源や魅力を生かして点と点を結ぶルートを図ることで観光振興と地域の活性化を図っていただきたいと思います。

養老溪谷の遊歩道の計画や整備を図る際も大きな課題があったと思うんです。今、課長さんの答弁では、地権者等の課題が上げられましたが、いすみ鉄道や小湊鉄道の利用増、さらには観光振興や地域の活性化という面からいま一度、この遊歩道整備に向けた見解についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 最近の観光客は、トレッキングあるいはハイキングが大分ふえてきております。また、小湊鉄道あるいはいすみ鉄道もそうだと思いますけれども、散策するお客さんの集客も行っているところでございます。遊歩道につきましては、安全が第一でございますので、その安全面を図りながら遊歩道の整備、あるいは修繕もありますけれども、管理していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。

次に、NPO法人みらい塾と連携した地域振興についてお伺いします。

大多喜町では、高齢化や人口減少によるさまざまな行政課題がある中で、都市部との交流や定住化の推進を図ろうと、本年度新たに産業振興課の中に農業体験推進室を立ち上げまし

て、NPO法人との協力によるまちづくりを進めているところでございます。

本年7月3日の議員全員協議会に、みらい塾の理事長を初め副理事長、そして室長から事業の概要や計画をお伺いしました。町の課題解決に向けて非常に期待している取り組みでありまして、事業が順調に進んでいることを願っているわけでございます。

そこでお伺いします。スタートして間もない状況であります、町から本年度から補助金を交付し、事業委託した事業について、これまでの計画に対する進捗状況はどのようになっているか伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問の、スタート間もない状況であります、町から補助金を交付し、事業委託した事業についてこれまでの計画に対する進捗状況を伺いたいとのことでございますが、大多喜町とNPO法人みらい塾とは、過疎化や高齢化が進展してきている本町において、都市住民を町に招き入れ、農林業の活性化及び地域振興により定住化を進め、過疎の解消を図る目的といたしまして、耕作放棄地解消事業、地域環境保全事業、都市農村交流事業、定住促進事業、農林業支援事業の5つの事業について推進するため、7月9日付で事業委託契約を締結しております。

耕作放棄地解消事業及び地域環境保全事業につきましては、1.1ヘクタールの耕作地に水稲及びレンゲの作付、都市農村交流事業では体験農業といたしまして田植え、大豆の植栽、そばづくり及び炭焼き体験、都市との交流といたしまして東京都品川区武蔵小山、東京都荒川区、栃木県さくら市での農産物の紹介と直売を通じた交流を行っております。

定住促進事業につきましては、31軒の空き家調査を行い、そのうち20軒の問い合わせがありましたが、現在5軒に6人の方々が住んでおります。

農林業支援事業といたしましては、水稲作付受託、品川区武蔵小山等の交流都市において農産物の販売及びホームページ作成支援等を行っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 現在、空き家対策で4軒の空き家に5人が住んでいるということなんですが、ちょっと資料が間違っていました。5軒のところに6人ということかな。ほとんどひとり暮らしのようですが、これらの方は大多喜町で新たに就農される希望で転入された方々ですか。わかりましたらお願いします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 就農される方もおります。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 空き家が本当に大分多くなってきて、その辺の有効活用ということで、これからもいろいろその辺が課題になるかと思います。そういう流入人口がふえるということで、今後もふえることを期待しております。

町から事業活動に必要な補助金を交付して、5つの事業、先ほど言いました耕作放棄地解消事業、地域環境保全事業、都市農村交流事業、定住促進事業、農林業支援事業と5つの事業をやっておるわけですが、町から事業計画に必要な補助金を5つの事業にしておるところでございますが、聞くとところによると、一緒に活動していた方がやめられたということで、相当事業を進めていく上で大変なのではないかと懸念しているわけです。事業展開をしていく上で支障はないんでしょうか。何か事務局の方がリタイアしたというか、その辺はどうなっているかお伺いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） みらい塾につきましては、スタート間もないということでありまして、しかしながら私どもも見ておりますが、大変活発に活動しているところでございます。

今ご指摘のありました当時のスタッフの中でやめられた方がいるということで、事業に支障はないかという質問でございますが、このNPO法人はどうしてもやはり利益団体ではないわけでございます。そういうことで、どうしてもそこで生活をするというのはなかなか難しいわけですね。ですから、その団体に所属したとしましても、生活ができないとなかなかそこに一緒に活動はできないという事情もあります。

そういうことで、それぞれNPOの活動に対して魅力を持って、また思いを持って参加した方でございますので、抜ける人もあればまた参加する人もあるということで、それは今のこれからのみらい塾の運営については、さほどの大きな支障があるわけではないと思います。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 今町長さんから回答いただきましたけれども、この事業を進めていく上には、町と法人、そして会員の協力体制が欠かせないわけで、農業体験推進室の職員がどこまでかわるか、NPO法人との事務分担についてある程度定めてあるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 先ほどもお話いたしました5つの事業について、お互い協

力し合いながら活動を進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 1人欠けたことで残った関係者に過重負担とならないよう、これも期待される事業が今後とも計画どおり進むよう、町も課も係も課や係を超えた協力体制で望んでいただきたいと思います。

それと、ついでに一応こういうパンフレットがホームページとかで出るんですが、交通アクセスということで、国道465老川十字路交差点とかこういうふうに出るんですが、バスに関しては京成高速バス大多喜駅下車、それと電車に関しては小湊鉄道養老溪谷駅下車になっておりますので、この辺にいすみ鉄道を入れてもらいたい。そして、いすみ鉄道からこの溪谷までいくアクセスもちょっと入れてやったほうが、せっかくホームページをやったこんなに白紙があるので、そこら辺はちょっと入れられると思うので、その辺も少しいすみ鉄道も小湊鉄道も確かに、肝心かなめのいすみ鉄道が入っていないというので、この辺はちょっと担当者、今後課題ということでちょっと……

○議長（正木 武君） 吉野議員、通告の質問と違っておりますのでよろしく申し上げます。
7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ちょっと脱線してすみません。

一人欠けたことで、残った関係者とこれから一生懸命やってもらわなくてはいけないということで、今後の事業展開あるいは見通しについて掌握している範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 今後の進展、また見通しについて伺いたいとのご質問でございますけれども、地域が活性化するには地域と一体となった活動が必要不可欠であることはもちろんのこと、都市住民を町へ招き入れるための体験事業や活動、さらには移住希望者を受け入れるためにはよりきめ細かなフォローを見据えた活動を展開する必要があります。また、都市住民との橋渡し役も必要でございます。都市と農村の交流事業を企画実践していく中で、マスコミ等にも取り上げられ、大多喜町を対外的に広めたことであり、大多喜町の可能性も見えてきているのではないかと思います。営利を目的とせずに、多方面で活動できる大多喜みらい塾と協働した活動は、本町の農業・農村の活性化、ひいては過疎対策にもつながるものと考えますので、引き続き地域の皆様のご支援、ご協力をいただきながら目的達成

のために事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） ありがとうございます。

最後に、いずれにしてもこの事業は町民の方々の理解と協力なくしては発展していくことは難しいと思います。スタートしたばかりの N P O 法人ですし、この活動の輪が広がり、理解していただけるように、今後とも町と協力体制で頑張っていただくことを期待しまして、一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いし、午後 1 時から会議を再開します。

（午後 零時 0 2 分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 5 8 分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（正木 武君） 一般質問を続けます。

1 番野中眞弓議員。

○1 番（野中眞弓君） 私の質問のまず第 1 点目は、自然エネルギーによるまちづくりの推進ということです。

自然エネルギーによるまちづくりというと循環型の社会ということをよく言われます。まさにそのとおりなんですが、大多喜町も田嶋町政のときに循環型のまちづくりをするということをその当時の田嶋町長はおっしゃいました。でも、それはごみのリサイクルだけで実現したことであって、ほかの面においては必ずしも今大多喜町が循環型の産業というかシステムというか、徹底しているようには思えないわけです。

私は、この自然エネルギー利用についてということについて、この 3 月からずっと途中まで質問しかけていて、それが時間不足でついにきょうになってしまったんですけども、大多喜町がこれから先、ど田舎の自治体として生き残るためには、ここの町の特性に依拠した産業を発展させていく必要があるのではないか。最近つくづくそういうふうに思います。

先ほど荻込議員の質問の中で、人口増の問題、それから産業振興の問題などが出されまし

たけれども、私の意図するところも、若者に定着してもらうためには、単なるハードウェア、住宅をつくるとか子育ての環境を整えるとか、そういうことも必要なんです、もっと足元にある、どうやってこの土地で生きて子供を育てていける収入を得るかという、そのところが確立しないと、この町で暮らし、子供を育てて人口減、過疎化になるのを防いでいくというのはちょっと無理ではないかと思います。

大多喜町の特性は一体何なのかということがまず必要だと思うんです。そのところをしっかりととらえなければ、いろんな事業が空回りになっていくのではないかと。そういう立場で質問していきたいと思います。

大多喜町は、確かに自然エネルギーにあふれているのではないかと思います。その中の一つ、水力発電で得られる、水力発電、来年中には稼働すると言われている小沢又だけではなくて、積極的にふやす方向で検討していただいていることは伺っております。

そうすると、水力発電で生まれる財源があります。もちろんほかにも使えるはずですが、私は環境を中心にした産業を興すために使っていただきたいなという立場で行きます。

1つ目の大きな質問ですが、その水力発電で得られる財源も、「も」です。ほかの財源からもちろんつぎ込む可能性はありますが、利用して以下の事業を展開し、農林業や観光業の推進を図っていただく、こういう考えはありませんかということで、まず1点目は、木質エネルギーの活用を積極的に進め、山林の再生及び温暖化対策、有害獣対策に資するという考えはないですか。この際、木質エネルギーというのは発電という意味ではなくて、本当に熱として使うことを中心に提案したいと思います。まず、ここについて伺います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問の木質エネルギーの活用を積極的に進め、山林の再生及び温暖化対策、有害獣対策に資するとのことのご質問でございますけれども、木質エネルギーの活用につきましては、間伐材等の未利用材を燃料としての利用であると思いますが、今日の木質エネルギーとしての間伐材等の利用は、ストーブやボイラー等の暖房機用の燃料として、また近年、発電用のエネルギー源としての利用がされてきているということでございますが、ストーブやボイラー等の燃料や発電用の燃料は、木材をペレットあるいはチップに加工するための工場が必要となります。

木材は再生が可能でCO₂を排出しないとされており、古くからまきや炭として人々の生活の燃料として使われてきましたが、エネルギー源が手軽で扱いやすく便利なガスや石油にかわってきている現代、木材を燃料として暖房や調理に利用する町内の家庭は少ないように

思われます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 少ないようだからどうなんですか。やらないための理屈ではなくて、積極的にやる方法というのは見つけれないんでしょうか。

今、木材でもって循環型社会の形成ということは、悪く言えば流行というか、だけれども、これだけ樹木が茂る好条件にある日本が、政府の政策によって国内の木材を粗末にするということがずっと続いてきているわけですね。その結果、どうかというと、本当は一次産業で栄えなければいけない農村がどんどん過疎になっていってしまう。産業振興のために企業誘致をといたって、企業誘致でもって企業は自分の都合でいつでも撤退する、それは茂原がいい例だと思うんですけども、そうではなくて、これだけ夷隅郡市の中でも、あるいは千葉県の中でも森林の占める割合の多い大多喜町がどうやって林業に立脚したまちづくりをしていくのか、これは非常に重要だと思うんです。

今、いろいろやっているところ、山のスケールも違うんですけども、例えば高知県の温かいところの檜原町では、森林に立脚した循環社会ということで、30年後の人口も今と大して変わらないという目標人口を定めて、そのためにするにはどうやって町をやっていくか、それには森林だということで、今現在で檜原町はほかの、大多喜町が新エネルギービジョンで示したようなBDFもつくりますとか何とかといういろんな事業も展開しながら、でも木材を燃料に使うという事業を組んでいて、人口が4,300人くらいの町で林業にかかわる人が正規の職員、臨時の職員を含めて51人ほどいる。そして、今4,300人くらいの人口だけれども、30年後にも4,100人程度の人口を維持できる町にしていこうということでやっている。公共の施設に暖房は木質チップとかペレットを使ったものにする。

それと、岩手の紫波町は温泉の加温にそういう大量のチップを使うことによって消費を確保する。何がいいかというと、先ほど便利な石油製品やガスなどでまきを使わないと言ったけれども、石油もガスを使うあるいは電気で熱をとるというのは、みんな燃料費が町外に出ていってしまうけれども、木質の燃料を使う分には町内でそのお金が回る、富が回る、そこが大事なことだと思うんです。

ただ、材料費だけでは賄えない、林業とは今そういう時代だと思うんです。製品を売っただけではやっぱりマイナスになるので、そのところに行政が何らかの補助を入れて、チップ化、ペレット化する、あるいはまきにして雇用を確保する。あるいは、ほかの直接ペレッ

トではなくてまきにするときも、運び出すのにある一定程度の木材については1本運び出せば100円とか200円とかで買い取るという制度をつくって、それが助成金になるという、それで山の手入れをし、燃料として売り、売るのも必ず小売店で売ることによって小売店のもうけにもなるしというような形で産業化していつているわけです。

微に入り細にわたりの説明をするつもりはありませんけれども、今ある富を町の中で流す、その考えというのは非常に大事なことではないかと思うんです。それができるのがエネルギーの地産地消で、この木質エネルギーだと思うんですね。

初めからできない、使わないであろうという前提でやるのは情けない話だと思います。町のやる事業というのは、住民の中に産業あるいは事業を起こすような形の事業をこれからは取り組んでいただきたいと思うんです。幾つかの町取り組みを見ていると、確かに大変な仕事なんです。だから、民間と行政ががっちり本当にスクラム組んで一步一步進めなければできないと思うんですけれども、このまま行ってしまうたら本当に大多喜町に住む人はいなくなってしまう、そういう危機感があります。

山の手入れをすることによって温暖化対策になるというのは、それはもう当たり前のことで、もう一つは有害獣対策で、山をきれいにすることによって動物たちが食べられるえさの確保と、それから人里に近いところを特にきれいにすることによって隠れ家をなくしていつて、人里から有害獣を離すというような役割もできてくるわけです。

そういう面で、私は今、大多喜町が木質エネルギーを村おこしに使っていく、水力発電というこれも大多喜町の財産だと思いますが、水力発電で得たそういう財源もそのところにも利用する。温暖化対策ということであれば、ソーラー発電も確かに温暖化対策にはなりますが、ソーラー発電というのは町の中に事業が起きないと思うんです、新たな事業が。ハイテクだから、大きなそれなりの工場でつくったものを専門の業者さん、今でいうと電気屋さんですけれども、電気屋さんなり特約店なりのごく一部の技術者だけの問題で町全体がじわじわとお金が回っていく、仕事が掘り起こされていくというのはちょっと無理なので、ソーラー発電にも援助するけれども、とにかく木材がエネルギーとして町の中で動くように使うための検討を始めないか、そういう考えはないかということを伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の野中議員さんのご質問ですが、地産地消じゃありませんけれども、今大多喜町にある資源、これは実は町も今あらゆる分野で町にある資源というものを活用できないかということで、実は検討していることは事実でございます。その中に一つ、この森

林もあろうかと思います。

ただ、世の中というのは、経済というのは市場経済で回っていることはもうどうしても、これは現実の問題としてあるわけですね。ですから、どうしても市場経済に取り残されているというのが今の木材の業界もそうなんです、この森林もやはり外国からの輸入によって、どうしても市場で勝てないということで衰退しているということなんです。

それは現実の問題なんです、ただ、もう一度、やはり今野中議員さんのおっしゃっていることもよくわかります。ですから、地域にある資源、今大多喜町にある資源、確かに捜せば本当にあろうかと思います。そういうことで、木材につきましても、実際NPO法人で老川でも炭焼きを始めました。そういうことで、炭を焼きますと、実はこの炭は今余り焼いていけませんので非常に市場価値があるということで、飛ぶように売れるということで、こういうことにもなるんですね。ですから、いかに市場が求めるような付加価値のあるものをこの森林で得るものを活用するかということなので、燃やすことも一つの方法なんです、先ほど課長が答えたのは、そういう形にしますと大規模なプラント建設が必要であるということの中でお話をしたと思います。ただ、小規模の形の中であらゆるものを資源活用できるような方法はまた考えてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 全面的に考えていただく、検討していただくということを信頼したいと思います。

2 目なんですけれども、16 年、17 年にかけた新バイオ計画の中の菜の花プロジェクトで、これが売りだったんですけれども、あのプロジェクトは、あの計画はBDFをつくるということだけ実現しまして、それも町民の間に浸透しているかという、灰を出すこと自体は定着していると思うんですけれども、余り利用については歓迎されているとは言い切れない状況があると思います。

私は、そこら辺はこっちにやっておいて、菜の花プロジェクトはBDFだけではなく、その前提の菜の花を植えようよというところから始まるんだと思うんですね。休耕田に菜の花を植えて、観賞及び採油して、農家の収入増と支出減、そして観光に資する考えがないかどうか伺いたいと思います。

大げさに考えなくていいと思うんです。いすみ鉄道から特に見えるような休耕田予定地に大ざっぱに菜の花をまいて、菜の花といっても菜種油になる菜の花、要するにワックスを含まないそのまま搾れる、搾れば使えるという菜の花をまいて、菜の花って収穫するのも大変

だと思うんですが、採取できた分ぐらいのものを搾って、自分の家で素性のわかった遺伝子組みかえではない菜の花油を食べるのに使う、あるいは多くとれたところはそれを売りに出してもいいと思うんですけれども、何で菜の花かという、菜の花を搾る機械ってそんなに難しくないんですね。あるいは家庭用でも、家庭用とするにはちょっと高いと思うんですけれども10万円ぐらいから何にない菜種をざらざらと入れると機械が温めてくれて、油と油かすがとれる。町がそれこそそれを1台買ってきて油を搾りたい人はどうぞやってくださいという程度の取り組みでいいと思うんですね。あとは田んぼを持っている人たちが植えてくれて、春のあのぱっという一面の菜の花になったらやはり気持ちが晴れる、それこそ自由にお持ち帰りくださいというようなそういうことをやったっていいと思うんです。すべてお金にならなくても、そういう取り組みを住民の一人一人がささやかに取り組めるような提案と手伝いをしてあげられるような考えはないでしょうか。

それこそ、町がやるといったら初めのときの種のちょっとした手当とか、ほどほどの採油機ぐらいで済むと思うんですね。遊び半分みたいなそういう取り組みもいかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 菜の花エコプロジェクトと、実践に移し、休耕田に菜の花を植え、観賞及び採油し、農家の収入増、観光に資するとのことご質問でございますけれども、大切な農地が休耕あるいは耕作放棄地等により荒れ地となり、徐々に農村の景観を阻害してきております。農地が休耕あるいは耕作放棄地となった理由といたしましては、それぞれあると思われますけれども、耕作放棄地の解消は課題となっております。

ご質問の菜の花の植栽ですが、町の花でもあり、一面に咲いた景観は黄色いじゅうたんを敷いたようで、春を彩る風物詩でもあり、人々の心を和ませ、観光資源の一つにもなります。

したがって、菜の花の栽培は休耕田等の不耕作を解消する一つの手段であります。農家の収入も、ある程度であると思っておりますけれども見込めると思っておりますから、土地の所有者のお考えもあることと思っておりますが、地権者のご理解をいただければ菜の花の栽培について進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 大多喜町が一面の菜の花になったらさぞ美しいだろうと思います。大多喜町というのは、私はここではよそ者で、千葉県じゅうで一番美しい農村だと思っています。ですから、名実ともに住む人も笑顔になるようなそういうまちづくりを願います。

もう一つ、次にいきます。

福祉の各種制度・事業の周知と活用について。

今、住民生活が一層困窮度を増しています。私どもは4年に1度、全住民、半分ぐらいでしようか、対象にアンケートを行っております。ことしの7月から9月にかけてアンケートを行いました。今までですと、暮らし向きがよくなったという方も何名かいらっしゃるんですね。だけれども、今回ばかりは一方もいらっしゃいませんでした。回収率、大体1,800件ぐらいに配って百二、三十戻ってきたんです。私どもの回収率としてはかなりのいい回収率なんですね。その中で、暮らし向きがよくなったなんていう方は一人もいらっしゃいません。高齢者からのお返事が多かったんですけども、高齢者は年金の方が多いので、そんなに変わらないというお返事が年代別に多ございました。だけれども、年金世代でない方はみんな悪くなったというふうでした。つまり、全体的にはやっぱり悪くなっています。

その中で、今、行政に何ができるかといったら、現在既にある福祉制度・事業を利用して住民の暮らしを支えることが求められているのではないかと。ところが、多くの住民の方たちは、余り福祉制度についてはご存じありません。ですから、自分たちの暮らしが本当に大変だから生活保護バッシングにつながっていくんだと思います。

私自身は、生活保護というのは、ごくごく普通の生活レベルということで国が定めてあるんだと思うんです。それが、納めた年金よりも、苦勞して年金を納めても年金保険料を納めない人よりも少ないお金しかもらえないということで、バッシングがわあっと起きてきている。できればみんな、どんな人でも最低生活保護のレベルの生活ができる、このことが大切ではないかと思うんです。

あえて今、新たに保護制度をつくらなくても、生活保護ってひどいよなって、本当に自分たちが苦勞していて、これ以上節約のしようがない。あるお年寄りの方は、年金を3万円しかもらっていない。だけれども、子供の援助も受けていない。この中で年金から引かれるものも引かれてしまってくるわけですけども、でも、何とかやりくりをしています。年金3万円でお年寄りといえども、どうやって生活していくんだろうと涙が出てきます。

ある方は、事業をやった相手方が倒産してしまって、それを全部かぶってしまって、自分たちも返済しなければいけないものがあるのに、借金残したまま旦那さんが亡くなって、生命保険で補ったけれども、まだ払い切れないでいる。年金は2カ月で帳面7万円だ。こういう方たちにどういうふうに行政は手を差し伸べればいいんだろうと思うんです。

生活保護をとと思うんですけども、でも生活保護は、役場までお金をもらいに来ているの

を近所の人にわかったら、近所づき合いができなくなるから私は頑張る、少ない年金で頑張っているって、多かれ少なかれそんなふうな方がたくさんいらっしゃると思うんです。ですから、この今ある制度を利用させていただいて、安心して暮らしていけるまちづくりをやっていただきたいと思うんです。

それで、説明を求めますが、次の事業の22、23、24年度時点の実績を教えてください。

1つ目は、国保の保険税及び一部負担金の軽減、国保の保険税については町の実績はまだありませんけれども、いつかこの件で一般質問したときに、法に決められているので町の実績がなくても来てくれればやりますみたいな答弁があったことを覚えております。

もう一つの窓口の一部負担金の軽減、医者代の軽減については23年度に実績ができました。これの利用状況、実績を教えてください。

2つ目は介護保険の保険料の軽減と利用者負担軽減制度のことです。

もう一つ、税金が安くなる障害者控除認定書の発行がどのくらいあるのか教えてください。

教育の問題では、生活保護の子供たちは要保護ということではいろんな教育費とかが出ますけれども、保護者さんの申請によって準要保護制度というのがありますよね。学校でこれ周知活動をしてくださいということをお願いしてあるんですけれども、それが実績はどうか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、初めに国保関係につきましてご説明申し上げます。

国保税の軽減の実績といたしましては、国民健康保険税条例第28条、これは災害等による減免の規定でございますけれども、申請は22、23、24年度現在ございません。それと、非自発的失業者の軽減につきましては、これは前年の所得を100分の30と見なして保険税を算定するわけなんですけど、22年度46件、1,861万1,000円、23年度30件、1,323万9,000円、24年度、現在ですけれども33件、5,218万7,000円の軽減となっております。

それとあと、一部負担金、病院の窓口負担金の軽減につきましては、これは議員さんもおっしゃいましたけれども、23年度からのものでありますので、23年度、24年度現在申請はございません。

以上です。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護保険料の軽減につきましてお答えいたします。

介護保険料の軽減と社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の利

用者につきましては、22年度、23年度、それから24年度現時点におきましても実績はございません。障害者控除認定証発行につきましては、22年度が8件、23年度が9件、24年度現時点で申請が1件となっております。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 準要保護に対する就学援助制度による大多喜町の受給者数と援助額につきまして申し上げます。

3年前の22年度が、小中合わせまして17人で204万5,000円ほどです。次の23年度は24人で258万2,000円ほどです。24年度は28人にふえまして278万5,000円。

以上の状況でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

国保の場合なんですけれども、簡単に言わせてください、首切りによる減免は申請ですか、それとも何かどこからか自動的に回ってくるんでしょうか、教えてください。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 非自発的失業者の低減につきましては、これは受ける条件といたしまして、雇用保険に加入されている方ということになりますので、そういたしますと、当然失業給付を受けられます。ということは、ハローワークに行っていて、それで手続をとっていただくんですが、そのときに離職票をハローワークから発行されますので、それを持って役場のほうに国保加入の手続に来ていただくことになりますので、そのように今やっております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今、私は条例を持っていないんですけれども、条例の中に保険料の軽減で、町長が認める場合というのがありますよね。前に行ったときには、通奏低音で低所得者、先ほど話した2万円だ、3万円だで借家に住み、家賃も払いながら生活している、そういうような本当に恒常的にすごい低所得、そういうのも、その当時、田嶋町長のときには認めるみたいなことがあったような気がするんです。もうケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、そういうときにはどうなさいますか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 国民健康保険税条例、町の、ですから第28条の規定ですと、

災害等により生活が著しく困難となった場合は、世帯別平等割と被保険者均等割について減免することができるというふうになっております。ただ、どの範囲までといいますか、その辺、細かい点が規定されておきませんので、もしこの条例を実施する場合には細かな規定等を新たに定めて、それで行うような形がベストではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 条例では町長が認める場合というのがあるかもしれませんが、あると思うんですけれども、要するに生活保護以下で暮らしているような低所得の方については、やはりそれなりの血の通った制度を大多喜町は持ってもいいと思うんです。そのことについて強く要望したいと思います。いいです。

介護保険のことなんですけれども、介護保険にも滞納がありますよね。介護保険の場合は、普通は特別徴収で天引きされてしまうんですけれども、年金額月額が 1 万 5,000 円以下の方については普通徴収で、自分が金融機関なり役場に来て支払書によって払うわけですから、大方滞納というのは低所得者に集中していると思うんです。それに対して、全然制度を利用できていないというのは、これまた冷たい行政だなと思うんですけれども、その辺の兼ね合いはどうなっているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護保険制度のほうにつきましては、やはり減免制度につきましては条例で規定されているものがございまして、それは災害、それから生計中心者の病気等による長期の収入減とか、そういうものに限られております。減免を必要とする場合には、そういう条例の条項に該当する方については対応しておりますが、それ以外の方につきましては、保険料の徴収をするときに、本当はこの期は例えば 2,000 円とかということがあったとしても、払える範囲で 1,000 円とかそういう形で分納の形をとらせていただいで、できるだけ介護保険制度の中で運用を図っていくというようなことで対応しております。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 介護保険の場合は、保険料の滞納があっても介護保険のあれは、保険証でしたっけ、グリーンのは発行されているんですか、介護保険のサービスの供給はしませんよというようなことはないんですか。国保の場合は資格証だのって、ペナルティをしっかりと課しているわけなんですけれども、介護保険はどうなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護保険もやはり給付制限をしております。ただし、滞納が1年以上続いた場合は、一たん全額、介護保険の利用料を払っていただき、後から償還払いで1割お返しする。それから、1年半以上の場合はやはり償還払いになりますが、ある月数を経てから償還払いとする。それから、2年以上の方の場合には3割の給付制限がございます。ただし、現在のところ、分納とかそういうことでできるだけ被保険者には保険料の収納についてご協力をいただいておりますので、制限をかけている方はいらっしゃいません。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 介護保険にしる国保にしる、きちんとした条例で保護されているのは突発的な収入減だけですよね。でも、現実には本当に恒常的な低所得というのがあるわけですから、その辺の対策についてやっぱりきちんと手だてを打っていく必要があるのではないのでしょうか。

手だての一つは、対面してみれば絶対にこれは困っているよなとわかると思うんですよね。そういう方については、例えば生活保護3点セットではなくて、医療の保護だとかという形で保険料と医療費を出してもらおうようなところを進めるとか、そうするととりあえず保険会計にもダメージがなく本人も助かるという現実があると思うんですけども、町としてそういうふうの一部生活保護という形で対応するという考えは行われませんか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 生活保護に関しましては、町の場合は福祉事務所を持ちませんので、保護の決定機関になっておりません。県が決定機関となっております。ただ、生活保護の制度には8つの扶助制度がございまして、単独の扶助制度というよりも、生活の中で全体的に見て生活が苦しいかどうか状態を見て、その中でこの部分を補助すれば生活が何とか最低限度の生活ができるという場合には単給の補助制度もあります。ですので、最初からこの単給の扶助だけという見方はできないというふうに考えております。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 国保につきましても、所得のない、少ない方については7割、5割、2割の軽減措置がありますので、それと町の方、軽減措置とは違うんですが、法定外として24年度、3,400万一般会計から繰り入れしております。その金額、3,400万といいますと、国保加入者の方は町内で約33パーセントの方がいらっしゃいます。そうすると、その方々を1人当たりに計算しますと9,793円助成しているというふうにも解釈できますので、

その辺、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ここにいらっしゃる方は多分そういう思いをされないと思うんですけども、お財布に全然お金がないときは100円だって出せないものは出せないんです。ですから、きれいごとではなくて、本当に目の前に困っている人がいたら、やっぱり何とかしてあげようというのが人情だと思うんです。

だから、法の前に、法をそういうふうに血肉の通った法に、条例に、あるいは要綱、規則をつくっていただきたいと思います。県内でも通奏低音風にずっと恒常的な低所得のための減免を制度化しているところもそろそろ出てきております。そういう点で、大多喜町でも先進を行ってほしい、よその前例になってほしいなと思います。

それから、介護保険についての障害者控除認定書の発行の件についてですが、8、9です。知っていられっしゃる方は毎年申請していくと思うんですけども、税関係の申告のお手紙とか、封書にこういう制度がありますよというだけではなくて、もう申請用紙を対象になりそうな人には同封して、できるだけ漏れがないようにしている自治体も千葉県内にはそれ相応にあります。

確かに、控除、普通の控除で27万ですから10パーセントで2万7,000円の減税になっていく、それは町としては厳しいことだけれども、それでもできるだけ知らせて、手続も簡単にしてあげられるような配慮が必要ではないでしょうか。ほどほどに所得税を納めなければならない階層の方は、それだけでも助かると思います。いかがでしょうか、これは前もお願いしたんですが、まだ大多喜町では実現しておりません。

○議長（正木 武君） 質問の途中ですが、持ち時間、野中議員、5分となりました。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 障害者控除認定書の発行につきましては、野中議員のご質問では、事前に町から対象者となるべき人に発行したらどうかということでございますが。

（「申請書を同封したらどうか」の声あり）

○健康福祉課長（磯野幸子君） 申請書を同封したらどうかということですか。これにつきましては、税務担当課と相談しないと、私どもの課だけはちょっと答えかねますので、相談させていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 両課にまたがることでございますけれども、私のほうでちょっとまとめますけれども、今の税の申告書等あるいは納付書、税金の納付書等は全部電算処理で、町の電算ではなくてそっくり委託してしまっているんですね。中に書く文書とかそういうのは、過去に私がやっているころから申告書に小さい字で入れさせていただいたんですが、今野中議員がおっしゃっている控除申請書を入れるということは、会社で全部印刷して封をしてしまうんですね。今回、皆さんの選挙の入場券と同じように、ああいうふうに全部印刷してぴたっと封をされてきてしまいますので、該当者にだけ入れるということはなかなか困難かと思います。

もしやるのであれば、健康福祉課が直にその方に送るとか、別の方法でやる方法以外にはないと思います、今の電算処理の関係で。それだけご理解いただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） それでしたら、できるだけ大きい字で、あの隅っこのほうに小さい字で大体書いてあるんですよ。うちも使わせていただいておりますので、どこに書いてある、これ、周知といったって、これ何のことか普通はわからないよねと思いながらやっておりますけれども、できるだけ住民に有利になることについては、わかりやすい形でやっていただきたいと思います。

2 番については大体わかりましたので、3 番目の国・県の責任として取り組むよう要請すること。例えば、国保にしたって介護にしたって、本当は国の制度で町ではどうしようもないことってあるはずなんです。それを、国のやることだから仕方がないというのではなくて、やはり自治体はあくまでも自治体で、国とは別の人格を持って、人格というんでしょうか、持っているわけですから、堂々と国はこれをきちんとやるべきであるというような、議員ですと請願があったりして意見書という形で出しますけれども、行政のほうも国の仕事としてきちんとやるべきだというのを出していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 初めに国保のほうからご説明申し上げます。

県のほうには千葉県市町村国保財政安定化等連携会議というものが、これは広域化に向けての会議が主なんです、その会議の自分が委員になっておりますので、そのときに要望事項等を県のほうに申し上げております。

また、国には年 1 回、国保制度改善強化全国大会が開催されておりまして、その大会で決

議された決議文を持ちまして県選出の国会議員の先生のところまで出向いて、国保制度の改善につきまして要望しております。

また、町長にも町村会を通じて国・県への働きかけをお願いしているところでございます。
以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） それでは、何もかも末端の自治体が泣くのではなくて、本当に堂々とやっていただきたいと思います。町が出したもの、ここにまとめられたアンケートでは、国には要求しないというふうにあって、情けないと実は思っているんです。そういうだけではなくて、事あるごとに要望していただきたいと思います。

まともりませんが、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（正木 武君） 以上で一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午後 1 時 5 7 分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 0 8 分）

◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第 3、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

氏名は小高康信氏、住所は大多喜町泉水 332 番地、生年月日は、昭和 17 年 3 月 31 日であります。

提案理由でございますが、平成 25 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となりますので、再度委員の候補者として推薦をお願いするものであります。

候補者の小高康信氏は、平成 16 年 4 月より 3 期 9 年にわたり人権擁護委員として人権啓発、

人権教育について積極的に活動されており、人権擁護委員として適任であると考えますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

本件は被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第4、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議案つづり3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、本文に入ります前に提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、町の行財政効率化推進計画の推進項目において、各種委員の報酬の見直しを行うこととされているため、関係課と協議を行い、会議等の職務に従事した時間が4時間以内の場合は報酬日額を半額とし、4時間を超える場合は日額報酬を支払いするものでございます。

なお、今回改正する委員報酬は、従前の報酬日額が7,400円の委員及び6,200円の委員の方を対象にするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

条例の別表中、主に日額6,200円とあるものを半日額3,500円に改め、日額7,400円とあるものを半日額4,000円に改めるものでございます。

別表の注として次のように加え、6ページをお開きいただきたいと思います。

報酬額に半日額の規定のある委員の報酬については、職務に従事した時間が4時間を超えたときは日額を支給する。この場合において、半日額4,000円とあるものは日額8,000円を、半日額3,500円とあるものは日額7,000円を支給する。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） この委員会をざっと勘定しますと28ぐらいあるんですけども、これは町長の諮問機関であると思うんですが、これ間違いないですか。28は全部町長の諮問機関であるかどうか。お答えになれないですか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ご指摘のそのとおりでございます。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） わかりました。町長の諮問機関であれば、恐らく町長はこの28、正式な数字はちょっとわからないですけども、大体28と思っているんですけども、十分機能されていると思っておりますか、どうですか。お答え願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今ご指摘のとおり十分機能していると思っております。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 私はたまたま林業関係の委員ですけども、町有林管理委員会委員と

して、志関さんと4年間過ごしたわけなんですけれども、どういう関係かわからないですけれども、一度も会議を開いていないです。開いていないのに対して十分機能しているとはどういうことなのでしょうか、お聞かせ願いたい。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 大変申しわけございません。会議、今年度開催する予定でございます。それでご了承いただきたいと思います。大変申しわけございません。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 過ぎたことはしょうがないんですけれども、その開催しなかった理由がないと、ちょっと私たちは納得できないんですけれども、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 理由も大変申しわけなく、述べるところございませんので、大変申しわけございません。開催いたしたいと思います。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 3回か。

○議長（正木 武君） 3回超えたっていいですよ。

じゃ、8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 今、君塚議員のほうから言われましたけれども、これは町長の諮問機関であることは間違いのないわけですから、課長が答弁するんじゃなくて、町長のほうから答弁してもらうのが筋だと思うんですけれども、町長、その点について答弁を。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私どもの諮問機関なので、私どもが必要と認めるときをお願いするわけですが、この委員会につきましては、特に大きな問題がないというお話も聞いておりましたので、そういうことで特別お願いするということではなかったと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） この必要でない組織については、あれば削除しても別に関係ないんじゃないかなというふうに思うんですが、我々は、ここへ載っている以上は町の行政の中で必要であるというふうな認識を持っているわけです。その中で、我々はその任務についているわけですから、そういったことについての認識のずれがちょっと違うのかなというふうな

考えがありますけれども、やはり必要でないのであれば削除しても、何もその委員に議員を充てなくてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、それをちょっと見解だけ聞かせてください。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 志関議員のおっしゃるとおりだと思います。その辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第5、議案第2号 大多喜町財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第2号 大多喜町財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をいたしますので、議案つづり7ページをごらんください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、一般会計の財政調整基金については、繰りかえ運用に係る規定が明記されておらず、

東日本大震災のような大規模災害や国政、経済事情の著しい変動、例えば11月に起きた地方交付税の交付のおくれ等により減収となった場合の財源不足や、緊急を要する財源の確保が必要となった場合、歳計現金の不足に柔軟に対応できず、財政運営に大きな支障を来すことが危惧されます。

このような状況の際、柔軟に対応し、一時的に本基金から繰りかえて運用できるよう、条例を改正しようとするものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第2号 大多喜町財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町財政調整基金条例の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に1条を加える。

繰替運用、第4条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第6、議案第3号 「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第3号 「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をいたしますので、議案つづり9ページをごらんください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づく財政状況の公表について定めたもので、その公表時期が2月1日と8月1日の暦年管理となっております。しかし、前年度決算報告が9月開催の定例議会でご審議いただいているため、8月1日に前年度の決算報告をすることができません。さらに、暦年管理による2カ年にわたる状況を公表することとなっているため、現在の単年度主義からも問題があります。

そこで、現在行っている公表時期と整合性をとり、あわせて字句の訂正も行い、現在の状況に合ったわかりやすいものとするため、本条例を改正しようとするものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第3号 「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例。

「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を次のように改正する。

制定文がわかりにくいため、次の題名中からでございますが、次の11ページの1行目までの内容を要約させていただきますと、条例で制定する財政事情の公表日、2月1日でございますが、それを5月1日に、また、8月1日を11月1日に改めること、さらに、その公表対象の掲載事項の期間を、5月1日公表分につきましては前年の10月1日から翌年の3月31日とし、11月1日の公表分につきましては4月1日から9月30日とすることと改正し、現在の行っている状況に改めるという内容でございます。

さらに、字句の訂正及び委任の条文の追加でございます。

附則、施行期日、1、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行日前に公表された財政事情は、この条例により公表された

財政事情とみなす。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第7、議案第4号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、議案第4号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、11ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

現行条例では、資源ごみ、可燃ごみすべてについて持ち込み処理手数料をいただくこととなっているところですが、過去に持ち込みました町民より、通常収集時は無料扱いで、これは資源ごみの関係ですけれども、わざわざ持ち込んだ場合は有料とするというのは納得がでないといったご意見をいただきました。

このようなことから、事業所以外につきましては分別が多少不適切であっても、可燃ごみいわゆる生ごみだとか衣類だとか木製の家具、これは解体したものです、こういったもの等につきましては有料といたしまして、缶、瓶、雑誌、新聞等の資源ごみ及びその他の不燃ごみにつきましては無料扱いとしていた状況でございます。

今回の条例の一部改正は、ごみ処理には多額の費用を要することから、再生可能な資源ごみ等の分別を推進するとともに、負担区分を明確化し、ごみの減量化を図ることが主な理由でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表、種別の真ん中ですがけれども、持込処理手数料、区分、事業所（者）以外、これにつきまして、可燃ごみ及び不燃ごみ 1 キログラム当たり 3 円、資源ごみ無料、事業所（者） 1 キログラム当たり 6 円、種別の収集袋、死体取扱手数料、この死体取り扱いというのは犬とか猫だとかハクビシンだとか小動物のことでございます、の改正はございません。

附則、この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

以上で大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定提案を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第８、議案第５号 大多喜町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議案つづり１３ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第５号 大多喜町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、本文に入ります前に提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、さきに国において災害対策基本法の一部が改正され、地方の防災会議の所掌事務に関し、災害発生時の情報収集や緊急措置の計画は災害対策本部において一元化し、効率的に事務を進めることが見直されたことによる改正及び防災に関する重要事項の審議が明文化されておりましたので、諮問機関としての機能を強化され、あわせて会議の構成員に学識経験者を加えるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町防災会議条例の一部を改正する条例。

大多喜町防災会議条例の一部を次のように改正する。

第２条第２項を次のように改める。

（２）町長の諮問に応じて大多喜町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第２条中第３号を第４号とし、第２号に次の１号を加える。

（３）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第３条第５項に次の１号を加える。

（８）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案説明でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 現行法の第2条の2、情報収集にかかわるところが抜けてしまっているんですけども、災害時における情報というのは非常に重要だと思うんです。どこが責任をとるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 提案理由でご説明申し上げましたけれども、災害対策本部において一元化するとご説明したとおりでございます。

（「すみません、うっかりしました」の声あり）

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） この防災会議の委員の人数、それから構成員はどういう方がやられているのか。そして、今回の改正で、この防災会議の役割はどういう形に変わったんでありましょうか。説明をお願いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、構成員についてご説明申し上げます。

まず町長、そして夷隅地域振興事務所、土木事務所、県の健康福祉センター、南部林業事務所、警察、そして町の災害対策本部の部長、そして教育長、広域市町村圏の消防長、消防団長、そして昔の食糧事務所でありますけれども、農林省の関東農政局千葉地域センター、そしてNTT、東京電力、大多喜ガス、いすみ鉄道でございます。

そして、協議の内容といたしますか、ものでございますけれども、大多喜町に防災の計画書がございます。そういうものの見直し等を行う場合に、この防災会議を招集させていただいて、その計画の見直し、あるいは防災に関する協議すべき事項がございましたら、この委員の皆さんで協議していただくようになります。

構成員ですけれども、18名でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(正木 武君) 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第9、議案第6号 大多喜町防災対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(花崎喜好君) それでは、議案つづり15ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 大多喜町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入ります前に、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、前5号議案と同様、災害対策基本法の一部が改正され、市町村の災害対策本部に関する条項が改正されたことに伴い、本条例がこの法律の条項を引用していることから改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

大多喜町災害対策本部条例の一部を次のように改正する。

第1条中「23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案説明でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 先ほどの防災会議の内容と同じであります。この災害対策本部の人数、それから構成員、どのような方がやられているのか。そして、今回の改正での災害対策本部の位置づけといいましょうか、役割をまず説明いただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、構成員でございますけれども、16名でございます。ここに
いる執行部の職員全員でございます。それと団長、消防団長が入ります。

それと、この改正によりましての本部条例の中の改正でございますが、目的については改正はございません。あるいは組織の改正もございません。条項が変わっただけです。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 防災会議は、今まで情報収集をするという項目は入っていました。防災会議のほうは、それが今度抜けて災害対策本部のほうになりました。防災会議の構成員、そしてこの災害対策本部の構成員、全然別でありますよね。何を申し上げたいかといいますと、この今回の改正は東日本の大震災の教訓を得て災害対策を見直すんだということで、それぞれの役割を見直していこうという部分でなされた国の改正を受けての町の改正であろうかと思います。

今までもいろいろな機会に言ってきましたけれども、災害のときに一番最初に情報収集をすることがいかに大切であるかという意味において、今回の災害対策本部でこの情報を収集するということについては、町の職員と消防団長だけですね。例えば、住民が災害のときにいろんな情報をあるいは助けを求めたりするときには、119であったりあるいは110番かもしれない。そういう場合に情報はそっちに流れてしまう。防災会議にあらゆる人が入っているんですけれども、今度は抜けて町の災害対策本部がそれを任務とするという部分において、情報の収集の構成員が、例えば消防署がいたりとか、あるいは警察も防災会議の中には入れられることになっていますよね。そういう人が対策本部の中にいるという部分においては、情報の収集という部分では非常に役に立つというか、即情報収集できる状況にあるんだと思いますけれども、このようなことは前にもちょっと指摘したことはあるんですけれども、災

害対策本部は職員と消防だけということですずっとやって、今までも支障はなかったようでありますけれども、いち早く情報を収集するという部分においては、今回の改正の中でその辺の構成のメンバーもやっぱり検討していく必要があるんじゃないかと思いますけれども、どういう考えでいらっしゃるか説明をお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 小高議員ご指摘のとおりだと私も思います。

今、町の中にこの条例の下に本部規程というのがございます。その規程の中でもそういう細かい本部の会議の内容とか、そこまで出ておりますので、たまたま団長、消防団長あるいは町の職員は町長の任命権者のもと動くことができます。しかしながら、消防署あるいは警察署は町長が任命権者ではございませんので、その辺の任命権者の了解を得て、大多喜町の災害対策本部の委員になっていただけることをご了解いただければ、ご指摘のとおり夷隅広域消防本部の大多喜分署、そして勝浦警察署の大多喜幹部交番、そういう方々も任命権者の了解が得られれば、本部委員として載せていくことはやぶさかではないと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 今までも、対策本部があると、署の大多喜の場合は分署ですけども、やっぱり別々だったんですね。その辺がもっと密になるとお互いの情報がとれ合いますし、動くのも共有できるという部分があるので、入れられない事情が何かあったのかもしれないけれども、その辺はぜひ検討していただきたいと思います。

それから、もう一つ大切な部分といいますか、今回災害対策本部の仕事の中で情報を収集するという部分なんですけれども、これはこの条例に反対という部分じゃなくて、もちろんこういうことはやらしてもらわなくてはいけないんですけれども、情報をいかに収集するかの部分で、ちょっと手薄ではないかなという部分があるので、この辺のところも、ただ条例で情報収集するということじゃない。例えば支局が22、防災無線はありますよね。災害のときに孤立して情報が伝わらない、向こうからも来ない、双方でできない部分が何か所々あるから、この辺の改善を早くという部分で前にも申し上げましたけれども、情報を災害対策本部が収集するということであれば、もう一方でそういう情報を収集するようなシステムとかあるいは装備といいますか、施設をやっぱり一緒に整備していかないと、ここの部分だけで、ああ、もうこれでいいんだということじゃなくて、いかに情報をきちんととれるか、一刻も早くとれる、そういう体制もこういうことを条例でうたうのであれば、それに合わせてその

部分もぜひお願いしたいと思います。見解がありましたらお願いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 前にたしか小倉野の災害のときにも、ちょっとその後の報告の中でお話ししたと思うんですが、確かに小高議員のおっしゃるとおり、電話がだめ、防災行政無線も相手のところで使えるか使えないかわからないというふうな状況もございますので、各区長さんあてぐらいに行政区ごとに普通の無線機、一般に使えるような無線機を設置してはどうかというふうなことも提案させていただきました。これは予算のかかることでございますので、その辺は前向きに考えて情報収集ができるような方法をこれから考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、小高君と執行部の話を聞いていますと、この条例制定の改正に関する件は、小高君は消防団長であります。この条例制定する前に会議とかそういうのは検討したことはありますか。それがないから、先ほど小高君が言ったような疑問が出ると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） この改正につきましては、改めて消防団長とは協議はしておりません。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） メンバーですから、ぜひ入れて具体的な話を、今、小高君のほうから質問がありましたけれども、団長として疑問に思うのは当たり前です。ぜひこれからそういうところは、やっぱりいざとなったときは消防団が一番活躍する機会が多いと思うんですね。ぜひそこら辺もよく考えて、それから条例制定に関しては議論して上程してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） 私も奇異に思ったんですが、これは事務局だけでこういうことは話す

んじゃないくて、実際の実働部隊である消防団の執行部と綿密に話ができいて上程されたのかなと思っていて、私は異議なしということにしたんですが、今野村さんが言ったとおり、災害本部というのはいろんな方が入るのは当然ですけども、やっぱり一番メインになるのが町の消防団ですから、綿密に話し合って、その後に制定されたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） おっしゃることは十分わかりますが、今回の条例改正は、直接団、体、まず行政側と大多喜町に係る条例改正ではございませんでしたので、改めて団とは協議していないのが現状でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第10、議案第7号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは議案つづり第17ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

この規約の改正でございますけれども、千葉縣市町村総合事務組合の構成団体でございます、大網白里町が来年1月1日より市制が施行されることに伴いまして、構成団体の名称を大網白里町から大網白里市と改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の規約。

千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中に「大網白里町」とあるものをすべて「大網白里市」に改めるものでございます。総括して申し上げます。

附則、この規約は、平成25年1月1日から施行する。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第11、議案第8号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第8号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）のご説明をいたしますので、19ページをお開きください。

平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,295万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,947万3,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、26、27ページをお開きください。

初めに、今回の補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では児童クラブ参加者の増に伴う学童保育負担金の増、歳入の平成23年度後期高齢者医療給付費負担金の返還金及び前年度繰越金が主な内容であります。

歳出では、総務費の職員共済費の減、民生費の児童クラブに係る臨時職員賃金の増、農林水産業費の有害鳥獣駆除の報償費の増、土木費の町道大多喜高校線道路改良工事に伴う増及び町道増田小土呂線の物件移転補償費の増、また教育費の公民館音響設備の購入の増などが主な内容となっております。

次に、内容につきましてご説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、補正額105万6,000円の増額は児童クラブ参加者の増に伴う学童保育負担金であります。

目4給食費負担金103万4,000円の増額は給食センター運営費負担金のいすみ市負担分で、臨時職員賃金や管理費の増に伴う補正であります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1万1,000円の増額は交付申請による国民健康保険基盤安定負担金の増額であります。

同じく款14国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費委託金17万円の増額は基礎年金等事務委託金であります。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金149万1,000円の増額は交付申請による国民健康保険基盤安定負担金の増額であります。

同じく款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金75万円の増額は青年就農者確保育成給付事業補助金で、新規就農者1名増に伴う県補助金であります。

款15県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金61万3,000円の減額は投票所を2カ所減らしたことによる千葉県選挙費委託金の減であります。

款18繰入金、項1基金繰入金、目3ふるさと創生基金繰入金4万5,000円の増額補正は歳出でご説明する生ごみ処理機3機分の購入補助金を繰り入れするものであります。

目4福祉基金繰入金26万5,000円の増額は、これも歳出でご説明いたしますが、老人福祉法に規定する老人保護措置費としての老人ホーム入所措置事業に充当する基金の繰り入れであります。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額2,133万7,000円は、前年度の繰越金であります。

款20諸収入、項3雑入、目3雑入740万5,000円の増額補正は、28、29ページにわたりますが、過年度分の後期高齢者医療給付費負担金返還金等であります。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。30、31ページをお開きください。

初めに款1議会費、項1議会費、目1議会費4万5,000円の増額補正は会議録音用ICレコーダーの購入等の議会運営事業の補正であります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費498万8,000円の減額補正は公務災害等の職員共済費の額の確定による減額が主な内容であります。

目4会計管理費8万4,000円の増額補正は会計室で使用する支払通知用封筒の印刷代であります。

目6企画費8,000円の増額は料金値上げに伴ういすみ鉄道駐輪場の電気料金の不足であります。

目8諸費19万5,000円の増額は障害者医療費国庫負担金の過年度分の実績に伴う差額返還金であります。

款 2 総務費、項 4 選挙費、目 3 千葉県知事選挙費20万8,000円の減額補正は投票所の減に伴う職員時間外手当の減額、及びポスター掲示場の減に伴う委託料の減額が主な内容であります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費358万1,000円の増額補正は障害者福祉事業扶助費の増額及び国民健康保険特別会計に繰り出す基盤安定負担金の増額であります。

目 2 国民年金費17万円の増額補正は国民年金事務適用関係届出書の電子媒体化に伴うパソコン用ソフト修正委託料の増額であります。

目 3 老人福祉費26万6,000円の増額補正は、歳入の福祉基金繰入金でご説明した老人福祉法に規定する老人保護措置費としての老人ホーム入所措置事業の扶助費であります。

目 5 介護保険事業費 4 万円の増額は、次の32、33ページにわたりますが、地域包括支援センターで使用する消耗品及び介護保険特別会計への繰出金であります。32、33ページをごらんください。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 児童福祉施設費324万6,000円の増額補正は 2 保育園の管理運営に必要な需用費、備品購入費の増及び児童クラブ 3 カ所の増に伴う臨時職員賃金の不足、おやつ代、送迎タクシー代等の不足による増額であります。

次に、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費 1 万3,000円の増額は公用車の法定点検経費であります。

目 3 環境衛生費 7 万7,000円の増額は、環境衛生事務費の消耗品のほか環境整備事業の燃料費の不足、生ごみ処理機 3 機分の補助金の増額であります。

目 5 火葬場費 3 万1,000円の増額は火葬場で使用する掃除機の故障に伴う備品購入費の増であります。

目 6 地域し尿処理施設管理費12万円の増額補正は、城見ヶ丘団地内にあるコミュニティプラントの電気料金で、料金値上げに伴う補正であります。

次の款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費 6 万9,000円の増額は環境センター臨時作業員の賃金の不足に伴う補正であります。

目 2 塵芥処理費196万7,000円の増額は、次の34、35ページにわたりますが、環境センターの運営に必要な需用費の増額及びごみ量の増に伴う一般廃棄物処分業務委託料の増額、並びにいすみクリーンセンターの電気料金、施設修繕費の増額に伴う大多喜町負担金の増が要因であります。34、35ページをごらんください。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費75万円の増額補正は歳入でご説明

した新規就農者 1 名増に伴う補助金であります。

目 5 農地費24万8,000円の増額補正は、料金値上げに伴う平沢ダム管理事務所の電気料金の増及び地域農業団体から要望のあった工事用材料の支給に伴う増額などであります。

次に、款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 1 林業総務費415万3,000円の増額補正は有害鳥獣駆除対策事業の実績に伴う報償費の増額が主な内容であります。

目 3 大多喜県民の森運営費 7 万2,000円の増額補正は臨時職員の共済費の増であります。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費32万9,000円の増額補正は大河ドラマ誘致、買い物弱者対策等の新規事業に伴う職員の時間外勤務手当の増であります。

目 2 商工業振興費 8 万3,000円の増額補正は久保駐車場及び商い資料館の電気料金の不足に伴う増額などであります。

目 3 観光費169万5,000円の増額補正は公衆トイレの修繕や観光センター等の電気料金の不足、次の36、37ページになりますが、大河ドラマ誘致のための各種事務費の不足及び面白橋遊歩道避難道路部分の路線測量業務委託料が主な内容であります。36、37ページをお開きください。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費52万2,000円の増額補正は、料金値上げに伴う電気料金の不足及びC A D ソフトの購入等であります。

目 3 国土調査費160万9,000円の増額については公用車の購入であります。

同じく款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費535万6,000円の増額補正は町道大多喜高校線の道路改良工事請負費で、大多喜高校からの要望に伴う仮舗装工事及びガードレールの設置工事分の増額、及び町道増田小土呂線歩道整備工事の用地確定に伴う物件移転等の補償費の増額であります。

款 7 土木費、項 4 住宅費、目 1 住宅管理費60万1,000円の増額補正であります。退去に伴う 2 件の修繕料及び猿稻団地の浄化槽ポンプの修繕料が主な内容であります。

次に、款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費156万5,000円の増額補正は、中野地先の防火水槽の改修工事が主な内容であります。38、39ページをお開きください。

目 4 災害対策費11万2,000円の増額補正は、台風により破損した紙敷地先の屋外支局アンテナ交換の修繕料であります。

次に、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費 4 万3,000円の増額補正は功労のあった教育関係者に贈る感謝状等の経費であります。

目 2 事務局費66万8,000円の増額補正は被支援児童の増に伴う特別支援教育支援員 1 名の

増員による賃金が主な内容であります。

同じく款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費 282 万 7,000 円の増額補正は、次の 40、41 ページにわたりますが、各小学校の A E D のバッテリー交換等需用費の不足のほか、合併浄化槽やプール水の循環浄化装置の修繕、漏水修理等の施設修繕が主な内容であります。40、41 ページをお開きください。

款 9 教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費 165 万 9,000 円の増額補正は 2 中学校のガス漏れ検知器交換や大多喜高校柔道場屋根塗装工事が主な内容であります。

目 2 教育振興費 6 万 2,000 円の増額補正は授業で使用するミシン 2 台の購入等であります。

同じく款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 2 公民館費 299 万 4,000 円の増額補正は公民館ホール音響機器の購入であります。

目 3 図書館費 32 万 1,000 円の増額補正は、玄関自動ドア修繕に伴う経費が主な内容であります。

款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費 7 万 3,000 円の増額は、体育功労者の増に伴う表彰記念品に関する報償費等であります。42、43 ページをお開きください。

目 2 学校給食費 263 万 1,000 円の増額補正は、職員の退職に伴う臨時調理員 1 名の賃金及び調理滅菌等に使用する蒸気配管の修繕の経費が主な内容であります。

目 3 体育施設費 133 万円の増額は、B & G 海洋センター野球場で使用するバッティングゲージ、グラウンドならし機器等の備品購入費及び破損している水道量水器ボックスの交換工事等が主な内容であります。

款 10 災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費 30 万 3,000 円の増額補正は、町道小田代線の町道災害復旧工事に伴い寄附を受けた民地の分筆と境界標の埋設委託料であります。

款 11 公債費、項 1 公債費、目 1 元金 4 万 3,000 円の増額補正は起債の償還に伴う元金であり、固定額の償還であることから、利子の減額により元金がふえたものであります。

目 2 利子 181 万 4,000 円の減額補正は、当初予算と比較して率が下がったことによる起債利子の減額であります。

以降、44 ページから 51 ページまでの給与費明細書は、人件費の補正に伴う特別職及び一般職員に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、一般会計補正予算（第 9 号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） 説明が終わりましたので、ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時10分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時22分）

○議長（正木 武君） 議案第8号の質疑を行います。

質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 33ページの児童クラブ運営事業で301万8,000円の補正が出ております。

増額理由はございましたけれども、その中で職員の構成はどうなっているか教えてください。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 職員の構成といいますと、臨時職員とかそういう、臨時職員なんです。

（「みんな臨時職員ですか」の声あり）

○子育て支援課長（石井政一君） そうです。

（「どちらが何人、今度何人増えたのか」の声あり）

○子育て支援課長（石井政一君） 5名と5名でやっています。

ただ、出役の日数がふえたということで増になっています。定員が増になっていますから、当然食糧費もおやつ代がふえていると、そういう形で301万8,000円ということでございます。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

3 番江澤議員。

○3 番（江澤勝美君） 35ページ、林業総務費、有害鳥獣駆除対策費事業費ですけれども、

411万、これは動物をとった捕獲に対しての報償金かあるいは人件費か。動物の報償費なら何頭ぐらいあるのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問の報償費411万でございますけれども、イノシシ、サル、シカ、小動物を捕まえるための報償金でございます。ちなみに今回補正要求をお願いいたしましたのは、イノシシが400頭分280万円、シカが200頭分で100万円、サルが20頭分で16万円、小動物150頭分で15万円、合わせまして411万円でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） 今の江澤さんの質疑の継続なんですけれども、この小動物が、報償金が入ってからかなり抑えてあると思うんですけれども、小動物は主に多いのはハクビシンだとか、キョンだとか、どういう形になっているのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 小動物、補正後に合わせまして250頭分でございますけれども、小動物は4頭おります。タヌキ、キョン、アライグマ、ハクビシン、4種類おりますけれども、種類についてどれが多いとかというのは、ちょっと資料を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（正木 武君） 9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） この金額としても411万という補正なんですけれども、できればこういう金額の前にもう少し組んでおいたらいいいんじゃないかなと思うんですけれども、実際に先月捕えた頭数がまだ町で有害鳥獣の捕えた数が多いので、支払いがストップになっているような形だと思うんですけれども、きょうの議会で可決して、この10日ごろに支払いだと思うんですけれども、もう少しここをまた見直してみたらどうかと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ただいまのご指摘のとおりでございますけれども、捕獲の成果でございますので、結果的に不足いたしましたので、補正をお願いしてございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） すみません、もう一点なんですけれども、当初予算で570万計上していますよね。それに加えて四百何万だから、もう1,000万近い捕獲報償金になると思うんです。今の段階でどれくらいの実績があるのか教えてください。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 捕獲の実績でございますけれども、10月31日現在でお答えさせていただきます。

イノシシが679頭、シカが273頭、サルが84頭、小動物が194頭でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） いすみクリーンセンター塵芥処理費が126万、増額理由はごみがふえたということなんですけれども、可燃ごみ、いすみクリーンセンターに依頼している可燃ごみの今年度からの、当初はどれくらいの予定だった、どれくらいの見込みで予算化して、実際4月からの月別の処理量というのはどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ただいまの質問なんですけれども、いすみクリーンセンターの関係ですけれども、単に可燃ごみがふえた分だけではなくて、当然炉の修理、そういったものも全部含まれて、その中で負担金が決まっています。

それで、24年度の可燃ごみ、大多喜町の目指している見込みトン数というのは、24年度で2,210トン、可燃ごみですね。2,210トン、大体前年度の実績の3パーセントから5パーセント減らす意味で組んでおります。

それで、24年度4月からの量がどうなると、月別どうだということでございますので、4月が180トン、5月が237トン、6月が198トン、7月が213トン、8月が225トン、9月が184トン、10月が220トン、11月、先月ですけれども193トン、小計いたしますと1,650トン、可燃ごみ、クリーンセンターのほうに運んだ分です。これは町が回収した分と、それから事業所分の運んだもの、そういったもののトータルでの量でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

5 番苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） 35ページの農業振興事業に75万の補正なんですが、就農者が1人ふえたための補助金だそうなんですけれども、この補助金というのは自己財源に関係なく一律75万なんですか。それと、現在何人ぐらいいるのか、そしてどのような農業についているのかお願いします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） この青年就農確保育成給付金事業でございますけれども、これにつきましては年間で150万円でございます。それで6カ月分として75万円を計上してございます。現在2人おります。板谷に転入されて就農されている方、もう一人は親元で就農

して、今花の苗をつくっている方がおります。今回の方は親元でブドウを栽培したいということでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 修繕料と工事請負費のことについてお伺いします。

修繕料が町長部局で8カ所、合計で117万2,000円、教育委員会部局で8カ所で282万900円
の予算が組まれております。工事請負費については130万以下で、入札希望の登録のない人
でも受けられる額なんです、その130万以下の小規模工事に対して町長部局で2カ所157万
円、教育委員会のほうで161万4,000円という工事、修繕がありますけれども、この工事の発
注先、町内業者に公平に仕事が回るように配慮がされているかどうか伺いたいと思います。
ごく一部の業者にだけ仕事が行くとかそういうことがないかどうか伺いたいと思います。

1つの課ではないので、どうやって、よきにはからって答弁をお願いします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ご質問の修繕料、工事請負費につきましては、確かに複数の
の課にまたがりますので、また町長部局、教育委員会部局とも一般会計でございますので、
企画財政課のほうで一括してお答えさせていただき、詳細まで説明が必要でございましたら
各課で答えさせていただきたいと考えております。

ご質問の修繕料及び工事請負費でございますが、今回の補正で計上させていただいたもの
でございますので、現在発注先自体は当然決まっております。そういった中でございま
すが、130万円以下ということで、地方自治法の施行令に基づきまして随意契約で発注してい
る案件がほとんどだと考えております。

議員のご質問の中にありましたとおり、130万円以下の見積もり業者、随意契約による見
積もり業者につきましては指名参加願が提出されていない業者で構いませんので、競争の原
理からは外れてしまう場合もありますが、町内業者を優先に各部署で選定し、決裁を受けて
おります。

町外の業者を見積もり業者とする場合は、工事請負費では電話回線工事とか警備保障、ま
た、修繕費では天然ガスの設備とか自動ドアの修繕、ショベル等の大型重機の修繕等特殊な
修繕でございます。

公平に町内の業者さんに公平に仕事が回るように配慮されているかという点におきまして

は、町のほうで次はおたくがやってくださいというような配慮はしておりません。やはり町が修繕また工事請負をやる場合は、その期間等の縛りがどうしてもございますし、また、検査等についてももちろん民間より厳しいというのもちょっとおかしい話ですが、そういった基準を設けて検査しておくことによりまして、やはりある程度実績のある会社、またそこを過去に施工した会社、また自動車等の修繕につきましては、その購入先の修理工場等から見積もりを主にとらせていただき、また競争する業者がございましたら、その業者さんにあわせて見積もりをとらせていただき、安価な業者さんに決定して発注しているような状況でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 同じ35ページの商工関係で、商工関係の人件費で買い物難民対策というものが出ましたけれども、この買い物難民対策事業についてご説明願います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 買い物難民につきましては、プロジェクトで協議しておるところでございますけれども、いろいろ商工関係業務の時間外手当、当初予算が。

（「買い物難民対策の事業というのはやっているんですか」の声あり）

○議長（正木 武君） 野中議員もう一回ちゃんと質問してもらえますか。

○1 番（野中眞弓君） 買い物難民対策のというふうに説明されたと思うんです。じゃ、この買い物難民対策の事業というのはやっているんでしょう、どんな事業ですかという。買い物難民対策の人件費なんでしょう。じゃ買い物難民対策事業というのはどんな内容なんですか。

○議長（正木 武君） 35ページの。

○1 番（野中眞弓君） 商工のところ、商工関係職員何とかという。

（「何ページか」の声あり）

○1 番（野中眞弓君） 35ページ、商工関係職員人件費のところでは買い物難民対策の人件費だみたいな、そういう説明があったんです。ここに書いてありますけれども、私聞きながら。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 時間外手当のことでございますので、総務課のほうで回答させていただきます。

買い物難民対策じゃなくて、買い物弱者対策、難民と、弱者の対策とか、あるいは大河ド

ラマで今まで時間外手当を使ってしまったので、これからの時間外手当が不足するので、補正をさせていただいたということでございます。

買い物弱者対策の事業をやっているかというふうなことでございますけれども、それにつきましては、町長からプロジェクトチームをつくれということで、プロジェクトチームを関係課、総務の企画、産業でプロジェクトチームをつくっています。そういう中で協議をしていった、そういう資料をつくるためにプロジェクト資料をつくったりアンケート調査をやったり、そういうものをやった中で正規の勤務時間内にできなかった分、時間外で処理したから時間外手当が不足したということでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 確認ですけれども、買い物難民対策をこれからとるための、要するに検討会議の時間外手当分も含まれていますよという意味だったんですね。その買い物難民対策というのはいつぐらい実施の予定で進められているんですか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 買い物難民対策は今プロジェクトチームで検討しております。まだまだ結果は出ていません。それで、先ほど総務課長がお話ししましたが、買い物難民対策、そういうものも含めて時間外手当が不足しましたので、今回時間外手当をお願いしたいということでございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） このプロジェクトの当面の締め切り、いつぐらいをめどにやるかということではなく、ただだらだらと進んでいるんですか。いつぐらい実施の見込みで仕事を進めるということではないんですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 買い物弱者対策ということで、ことし進めておりますが、いろいろアンケート、どの程度の人がそれを求めているかというアンケートをとったり、そういうことの作業なんですね。実際にある程度アンケートも上がってきまして、それじゃどこの部署でやるかとか今いろいろ検討しておりまして、要は現在ある一定の方向にある程度まとまってきたところです。

ただ、できれば今年度中にはある程度方向性を決めたい。一応調査は終わりますので、そ

れは実施の段階は来年度になりますが、とりあえずやるかやらないかという方向性は、今アンケート結果も含めまして、なかなか実施するには非常に難しい面もございまして、じゃどこでやるかという部署をある程度方向づけしたところございまして、これからその辺は詰めていきたいと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第12、議案第9号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいま議題となりました議案第9号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本文に入ります前に提案理由の説明をいたします。

議案つづり53ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正予算でございしますが、まず歳入におきましては、国の定率負担が34パーセントから32パーセントに変わったこと及び前年度の実績による国庫負担金の減額、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び一般会計からの繰入金、繰越金の補正でございします。なお、国

庫負担金の減額につきましては、県の特別調整交付金で補てんされることになっております。

また、歳出につきましては、一般被保険者、退職被保険者等療養給付費、高額療養費等の補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳出予算それぞれ3,604万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,849万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、58ページをお願いしたいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額5,652万3,000円の減額でございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額816万9,000円の増額でございますが、退職被保険者等療養給付費の実績による増額となるものでございます。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、補正額4,260万6,000円の増額でございますが、これは実績による増額でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額200万2,000円の増額となりますが、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、保険者支援分の増額でございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額3,978万9,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

11款諸収入、2項雑入、6目雑入でございますが、老人保健医療費拠出金還付金として1,000円の増額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出についてご説明申し上げます。60ページをお願いしたいと存じます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、補正額はございませんが、交付金減額のための財源内訳の変更によるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額1,470万9,000円の増額ですが、療養給付費の増額分でございます。

4目退職被保険者等療養費、補正額88万9,000円の増額ですが、療養費分の増額でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費231万3,000円の増額でございます。

2目退職被保険者等高額療養費95万2,000円の増額でございます。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、補正額1,491万円の増額でございますが、後期高齢者支援金の納付決定額に対する増額分でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、補正額170万3,000円の増額でございますが、介護給付費納付金の増額分でございます。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額56万8,000円の増額であります。人間ドック経費補助金の増額分でございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 59ページの歳入のところで、国庫負担金が5,652万3,000円減らされていますけれども、過去22年、23年、24年、国保会計における国庫の負担率というのはどうなっているのでしょうか。変化してきているのでしょうか。先ほどの説明だと、国庫負担34パーセントのうち32パーセント、2パーセント減が、この五千六百五十何ぼ万円という説明でしたけれども。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 国の定率負担なんです。34パーセントから32パーセントへ2パーセント下がるということでございまして、それとあと前年度の実績による定率負担金の減で、両方合わせまして5,652万3,000円の減額ということになります。

それで負担率ですが、平成18年度から23年度までは34パーセントということで国の定率負担はなっております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 国民健康保険会計は、もう加入者にとっては保険料がとてつもなく大きい制度です。年々加入者負担が上がってきております。そのうちの大きな原因の一つは、やはり国、今も34パーセントから32パーセントに国の負担率を下げたということですが、国はどんどん下げてきているわけです。そういう、国がだんだん国の責任を撤退させていることについて認めるわけにはいきません。よって、この補正予算については反対いたします。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

ただいま野中さんのほうからお話がありました。当然、私どもこの国民健康保険、大多喜町の保険については、負担が毎年毎年増ということで、本当に苦しい思いをしています。当然、こういうことは認められないと言いたいところでもありますけれども、国の制度そのものでありますので、町でこれを例えば否決して通さないというわけには当然いかな話であります。国に何らかの形で、やっぱり意見書なりあるいは働きかけるということをしていかないと、町のこの保険制度も崩壊してしまうというような状況にあらうかと思います。その意味では十分わかるんでありますけれども、町の国保会計でありますので、ここは通すということでやらなければならないというふうに理解していますので、そういうことで賛成討論ということにさせていただきます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第13、議案第10号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、議案第10号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

63ページをお開き願います。

今回の補正内容でございますが、歳入では一般会計繰入金及び前年度介護保険特別会計の精算に伴う繰越金の増額、歳出では介護保険事務費の増額、介護給付費及び予防給付費の増減、返還金の増額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成24年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,969万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、68、69ページをお開き願います。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額3万円の増額でございます。

款7繰越金、項1及び目1繰越金、補正額1,502万7,000円の増額ですが、前年度の精算に伴う国・県への返還金に充当するものでございます。

以上が歳入でございます。

続いて歳出に移らせていただきます。70、71ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額3万円、公用車車検時の修繕料不足による増額でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、補正額290万円の減額、要介護と認定された方の居宅介護と施設介護の利用料の増減による減額でございます。

項2介護予防サービス等諸費、補正額290万円、要支援と認定された方の介護予防サービス利用増に伴う増額でございます。

款5諸支出金、項1及び目1償還金及び還付金、補正額1,502万7,000円、23年度の精算に伴い発生した介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の国・県への返還金でございます。

以上で平成24年度介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 歳出です。70ページ、71ページの保険給付費のところですが、居宅介護サービス給付事業では3,600万円の増額、その下の施設介護サービスでは4,430万円の減額になっています。それから、サービス計画給付事業、これはケアマネの費用ですよね。これが500万円の減額になっています。この増減、施設が少なくなって居宅がふえている。居宅の計画費用も上がっている。これは関連なくて純粋にそれぞれが独立して増減なんですか。例えばお医者さんはなるべく入院をさせないという今方針があって、もうどんどんこ退院させる。介護保険といっても、施設に入るよりか居宅のほうが安く済むので、できるだけ居宅に回すとか、そういう配慮があってのこういう結果なのか。それとも独立してこうなのか。当初予算が前年度に比べて多過ぎて、実績による補正なのか、そういうことを伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） まず、居宅介護サービス給付費の増額でございますが、1 月当たりの平均居宅サービスの給付費は1,980万円余りでございます。4 月当初に比較して7 月以降、居宅サービスの利用件数が増加していることから、今後支払いに不足を来すことが予想されたため、増額補正をさせていただきました。

また、施設介護サービスの給付事業につきましては、1カ月当たりのサービス給付費が3,860円余りで、利用件数は158件で、今後も大きな変動はないものと見られます。そのために減額補正をさせていただきました。

居宅介護サービス計画費の作成費につきましては、居宅介護サービス費が今後も増加することが予想されますので、それに伴う増額でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第14、議案第11号 平成24年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水道事業会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

73ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算の提案理由といたしましては、収入の水道事業収益では受託工事による収益、支出の水道事業費用では浄水場、加圧場の電気料実績増や警報機修繕、漏水修理実績増、企業会計制度改正による固定資産台帳整備の委託料等でございます。

また、資本的支出では本管布設がえ工事の材料費増、県道大多喜一宮線ほか本管布設がえルート変更、ルート延長による路面復旧費増等の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第11号 平成24年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則、第1条、平成24年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額21万、計4億5,406万3,000円。

第1項営業収益、補正予定額21万円増、計3億1,053万4,000円。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額764万7,000円、計4億6,823万9,000円。

第1項営業費用、補正予定額764万7,000円増、計4億2,190万5,000円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧内「1億2,860万5,000円を1億3,418万3,000円」に、「1億2,763万を1億3,320万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、補正予定額557万8,000円、計2億2,161万2,000円、第1項建設改良費、補正予定額557万8,000円増、計1億454万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第4条、予算7条中「4,947万1,000円」を「4,954万7,000円」に改める。

棚卸資産購入限度額、第5条、予算9条中「319万2,000円」を「382万2,000円」に改める。

詳細につきましては水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明させていただきます。

76、77ページをお開きいただきたいと思います。

収益収入及び支出の収入でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目3受託工事収益、補正予定額21万円増、計21万円。これは大多喜地先の道路改良に伴う給水管布設が得受託工事収益でございます。

次に、支出でございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額198万2,000円増、計2億2,548万7,000円。これは施設の直営管理に伴う職員日直手当、施設からの緊急警報受信用携帯電話3台分でございます。浄水場電気料実績増による増でございます。

目2配水及び給水費、補正予定額465万増、計3,240万2,000円、これは漏水修理実績増、

配水管布設がえ路面復旧の実績増、加圧場電気料実績増による増でございます。

目 3 総係費、補正予定額80万円増、計4,938万1,000円。これは公務災害特別負担金、企業会計制度改正に関係した固定資産台帳整備の委託料等の増でございます。

目 7 受託工事費、補正予定額21万5,000円増、計21万5,000円。これは大多喜地先道路改良工事に伴う給水管布設がえ受託工事の増でございます。

80、81ページをお開きいただきたいと思います。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 3 配水施設費、補正予定額552万5,000円増、計5,285万、これは配水管布設がえの材料費、県道大多喜一宮線ほか本管布設がえルート変更及びルート延長による路面復旧工事等の増でございます。

目 4 固定資産取得費、補正予定額 5 万3,000円増、計588万4,000円、これは設計図作成用のソフト購入に伴う増でございます。

75ページ、79ページの補正予算の実施計画書及び82ページから89ページまでの給与費明細書は記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 原水及び浄水費とか配水及び給水費の項を見ますと、水が多くつくられ多く給水、配水されている、要するに水の需要が多いというふうにここから読み取れるんですけども、原因が何なんでしょうか。

それともう一つ、漏水検査の結果、随分改善されてきているという話を聞いたんですけども、4月当初に比べてどれくらい、どこでもいいです、比べるのは。どれくらい改善されているのでしょうか。

2 点伺います。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ただいまの質問は76ページ、77ページの配水及び給水費でよろしいでしょうか。

（「はい、そうです」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） この分が補正予定額で465万組んでございますね。この分で

よろしいですか。

○1番（野中眞弓君） 漏水のところはそれですし、上のほうの原水及び浄水費のほうも動力費というのがあるんですよ、電気代、これは機械が動いているということでしょう。主婦としては余り信じられないんですけども、暑かったからかなとか、今節水型、節水型といろんなところで節水思想がしみ通っている。それから漏水の修理も進んでいる。その中でどうして、ふえる要因であるのかなという思いがあるんです。それはどんなふうに考えているのか。

○環境水道課長（川寄照恭君） すみません、このままで失礼します。

まず、今のご質問の原水及び浄水費で198万2,000円ございますね。これの多くが動力費になっています。ここで100万計上させていただきました。この分につきましては、単純に電気料の値上げ、それと横山浄水場の水を夏場に町なかのほうまで延長しております。それはなぜかといいますと、毎年町なかのほうは広域水道から購入した大多喜配水場のほうから水が来ています。そうしますと、常に町の契約している水量を超えておりますので、それをこしにつきましては調整させていただいて、横山浄水場の自前のほうをふやして、逆に受水している、要するに購入している南房水道のほうを減らしたという形で、当然努力費といえますか電気料も上がったし、値上げの関係もございます。そういう意味でふえております。

それと、漏水修理の関係ということで、先ほども出ていたんですけども、前回の議会の際に24年度の8月、夏いっぱいまでのことはお話ししたと思うんですけども、9月以降の状況なんですけれども、11月末まで3カ月間なんですけれども、このときに漏水、全体では14件ですね。9月以降14件の工事を行っています。これはもちろん漏水調査を専門的に臨時職員の方にやっていただいて進めているのは、これは5月から始まったことでずっと続いております。その中で、9月以降、特定されたところが8件ございました。8件された中で実際に漏水件数とされたものが5件ございます。

その主なもの、大きいものといいますか、それだと大体蛇口3キロ圧で自宅の蛇口を1本全開にした場合に、大体時間当たり1.5トンぐらい出ます。3キロ圧だと大体1.5トンぐらい出ます。そうしますと、まず主なところといいますと、9月12日に小土呂、中野屋さんの近くで本管の漏水を行いました。これも隠れ漏水で漏水調査によって見つかったところでございます。これが時間3トン、1日にしますと72トン、これを年間の量にしますと2万6,000立方ですね。

それと、10月4日に猿稻の金沢橋、ちょうどガードのそばなんですけれども、ここの工事の漏水修理を行いました。ここも時間3トン、1日にしますと72トン、年間で2万6,000ト

ンでございます。

それとまた大きいのが10月31日、これは西畑の笛倉橋のそばで行っております。

○議長（正木 武君） 大体でいいですよ。

○環境水道課長（川寄照恭君） 今指示がちょっと出ましたので、ちょっとここだけ、笛倉橋だけ言わせてもらいまして、この部分が、この本管が時間4トン、ちょうど橋のたもとで鋼管でつながれた部分なんですけれども、川の下の方に流れていて、なかなか見つけられなかったところなんですけれども、ここの部分が時間4トンで1日96トン、年間にしますと3万5,000立方ということで、そうしますと、この3つだけでも年間にしますと8万7,000立方ぐらいになる、トンになると。水道料金に換算しますと2,300万ぐらいになるだろうというふうに思われます。

その有収率の関係なんですけれども、こういったことが功を奏したというわけではないんですが、地道に調査をやり、また見つけ次第修理に当たったということで、当然修繕費が足りなくなってきたわけなんですけれども、今回の状況によりまして、今まで昨年、23年度が1年間平均が75.51の有収率です。

これが徐々に上がってきておりまして、もちろん今年度の結果が出ているわけじゃないんですが、11月の水道料金が既にもう発行されています。これが9月分、10月に使われたものが11月料金として出てきます。じゃ、このときに実際に家庭から出たのはいつごろかということ、検針が8月の中旬から10月の中旬までの分が2カ月間、11月料金として入ってきます。そこで、ここの有収率が過去6年間の中で一番よくて、11月料金では84.53パーセントに上がりました。

ただ、これは1つ直すとまたほかがいくという現象もありますけれども、この11月料金の中では84.53パーセントに上がったということで、これを4月から10月いっぱいまでの分をトータルで率にしますと、今の段階で78.26パーセントということですから、二、三パーセント、昨年に比べると、今の段階では上がっているということになるのかなと思います。何とか80パーセントに3月いっぱいまでになればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(正木 武君) 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第15、議案第12号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(齋藤健二君) それでは、議案つづりの91ページをごらんいただきたいと思います。

まず、始める前に議案の一部訂正をお願いいたします。下から10行目でございます。91ページでございます。

第3条、「予算第4条本文可括弧中」とありますが、本文可の「可」を抹消していただき、「本文括弧中」と訂正をお願いいたしたいと思います。

それでは、初めさせていただきます。

平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算を提案するに当たり、ご説明をさせていただきます。

議案第12号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。3点ございます。

1点目ですが、収益的収入及び支出につきましては、支出第1項営業費用、法定福利費、使用料、保険料の増額でございます。

続いて2点目ですが、資本的収入及び支出につきましては、支出第1項建設改良費委託料

の増額でございます。

そして３点目ですが、議会の議決を経なければ流用することができない経費２億２,６６５万３,０００円を２億２,６７０万４,０００円に改めることにつきましては、先ほどの法定福利費を５万１,０００円増額するための改正でございます。

それでは、本文に戻らせていただきます。

総則、第１条、平成２４年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第１款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額２５万５,０００円の増額、計３億３３３万４,０００円、第１項営業費用、補正予定額２５万５,０００円の増額、計３億１８３万３,０００円。

資本的収入及び支出、第３条、予算第４条本文括弧中「５３７万６,０００円」を「５８４万９,０００円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第１款資本的支出、補正予定額３１万５,０００円の増額、計５６９万１,０００円、第１項建設改良費、補正予定額３１万５,０００円の増額、計５６９万１,０００円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第４条、予算第７条中「２億２,６６５万３,０００円」を「２億２,６７０万４,０００円」に改める。

続いて、積算資料にてご説明したいと思いますので、９４、９５ページをお開きください。

第１目総務管理費、補正予定額２５万５,０００円の増額ですが、第４節法定福利費、これは公務災害補償基金負担金、東日本大震災による臨時的特例的な支出として５万１,０００円の増額をさせていただきました。

第１６節使用料、福祉総合システムバージョンアップとして６万９,０００円を増額させていただきました。

第１８節保険料、車の任意保険、対物５００万までを無制限に変更するためとして１３万５,０００円の増額でございます。

続いて９８、９９ページをごらんいただきたいと思います。

第１目設備整備費、補正予定額３１万５,０００円の増額ですが、２４年度当初予算に第１節工事請負費として暖房給湯用膨張水槽工事２８０万１,０００円を計上し、議員の皆様にご了承いただきましたら、その工事の設計業務委託料を計上しておりませんでしたので、ここで３１万５,０００円を計上させていただきました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

（午後 4時28分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時37分）

◎日程の追加

○議長（正木 武君） お諮りします。

ただいま町長から大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について及び平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の2件の議案が提出されました。

この2件の議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

よって、提出された2件の議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案を配付いたします。

(議案書配付)

○議長（正木 武君） 議案書の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正木 武君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第1、議案第13号 大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 議案第13号 大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

教育委員会では老川小学校と西畑小学校の統合が平成25年4月に実施できるよう推進してきましたが、統合後の校名について両地区の合意に至らない状況が続いておりました。校名についての協議状況は議員全員協議会を9月と11月に開催していただき、説明させていただいたとおりで、地区の代表者による校名検討委員会を設置して、その中で解決していくこととしました。

校名について代表者による検討委員会を設置して協議した結果、去る11月29日の検討委員会の会議をもって、一定の結論に至りました。その内容は、かつて老川中学校と西畑中学校の統合で西中学校と改称して統合したこと、また、町内の小学校配置構想が将来2校でありまして、その西部に位置する小学校であることから、校名を西小学校とするのが最もふさわしいとの結論に至りました。

校名に関する検討委員会の結論を受けまして、早速、町長部局と教育委員会部局で協議しました。統合後の小学校の名称を西小学校とすることを決定したところでございます。また、児童数の減少に対処するための統合ですので、統合時期を先送りすることなく計画どおり来春の平成25年4月に統合することとして、本議案を提出させていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例。

大多喜町立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正す

る。

第2条の表中大多喜町立老川小学校の項を削り、「大多喜町立西畑小学校」を「大多喜町立西小学校」に改める。

附則。

(施行期日)

1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大多喜町行政財産使用料条例の一部改正)

2、大多喜町行政財産使用料条例(平成21年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中老川小学校屋内運動場の項を削り、「西畑小学校屋内運動場」を「西小学校屋内運動場」に改める。

附則のこの2は、行政財産使用条例についても老川小学校、西畑小学校という名称が使われておりますので、同時に修正しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(正木 武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番(野中眞弓君) 老川小学校の学区の子供たちにとって、老川小学校がなくなるということは、先ほど苅込議員の学童保育のときに苅込議員がおっしゃったられましたが、地域を知っている子供がいなくなってしまう、そういうことにつながっていくわけで、人間が自分が生まれて育ったところをきちんと知っているということは、もう人間の魂にとっての原点で、とても大事なことだと思うんです。それを、今の小さいときから競争競争で追い込む、人間性のちょっと希薄になりやすい状況に今大人たちが子供を追い込んだ上に、さらに根っこの部分が崩れてしまうというのが、なくなる地域の非常に例えがたい無念さというか、それを承知しているか承知していないかわからないけれども、とりあえず親たちはそれを望んだわけですから、それを知っている教育の専門家としては、そこをどうやって補うのかということを知りたいと思います。

○議長(正木 武君) 教育長。

○教育長(石井信代君) 今、野中議員さんから郷土で生まれた子供たちが、その小学校に行かれなくなる、郷土の方たちにとっての無念さというお話がありました。

確かに、今、大多喜町の小学校は大体明治7年にそれぞれの旧村、町に1つの小学校あるいは分校ができて、そこから小学校が一緒になったという経験が大多喜はないんですね。ということで、創設以来137年目だと思います。非常に歴史的なこの統合に当たりまして、老川地区の人と随分いろいろ相談をいたしました。郷土のことも本当に大事で、老川の方にとって、自分の村に学校がなくなるということは本当にいろんな話を聞いていても、本当に無念です、残念ですという話がたくさん聞かれました。

ただ、今、老川小学校の児童数が、1年生が3人、2年生が3人、3年生が7、4年が4、5年が4、6年が一番多くて13いるんです。来年度になりますと、老川小学校の全児童数が29名ということになります。そういうことを考えて、午前中にも申し上げましたように子供たちがやはり知・徳・体バランスのとれた成長を小中学校の義務教育で培っていくためには、これは人数が余りにも少ないということで、ことしになりまして保護者も地域の方も統合はやむを得ないということで了解していただきましたので、4月から何回か老川小学校の全児童が西畑小学校に来て一緒に学習しています。この12月4日にも老川小学校の全児童がそれぞれ西畑の同じ学年に入って学習をしました。午前中2時間にわたってそれぞれの学習をしました。

私はその2時間すべての学年でつぶさに見せていただいたときに、例えばいつも3人、5人で体育をやっているわけです、老川の子供たちは。それが、西畑の子供と一緒にやったときに、3、4年生と一緒に体育をやっていました。3、4年生と一緒にやりますと49名で体育をやります。そうしますと、あの新しい体育館いっぱい子供たちが広がってドッジボールをやったり、みんなで走ったりしている姿を見たときに、ああ、やはりこの統合は間違っていないということを確認しました。体育もそうです。ドッジボールもそうです。

それから、国語の授業をやっていましたけれども、いつもは例えば5年生は4人しかいないんですね。そういう中で勉強している中で、今回一緒にやりますと5年生は16人で勉強していました。いろんな意見が出ていました。4月から一緒に社会科見学と同じバスに乗って何回かそれぞれの学年が経験しています。

そういう中で、一緒に国会議事堂に行ったときの感想を、西畑の子供、老川の子供、それぞれが自分の得た体験といいますか、学習したことをみんなの前で発表していました。やはり3人、4人の前で発表するよりは、20人近くの人たちが、子供たちがいる中で発表し、その中からまたいろんな意見が出ます。あなたのその意見について私はこう思いますとか、あるいは違った意見とか、違った視点から見た意見とか、いろいろな意見が出ました。

子供の脳とか、それから頭を耕すとか、あるいは心を耕す、運動する、やはりある程度の、一番多くても来年度23名なんですね。一番多い学級でも23名です。ただ、3人で1年間学習するよりは、私はやはり20人前後で学習することが、子供の知・徳・体バランスのとれた成長をしていくためには非常に必要だということを感じましたので、この統合については非常によかったと確信しています。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） お願いなんですけど、今教育長からもいろいろお話があったんですけども、今回の2校の合併、やはり地元のほうがすごくわかるんですけども、この長期計画でいいますと27年には上瀑、総元も大多喜小に合併というか統合するような計画でおるんですが、その時点では教室が2つ足りなくなるというようなあれがもうわかっているんですね。

できれば、大多喜町も老川、西畑、総元、大多喜、上瀑というか、そういう地域のあれを余りなくして町一本で教育の場を設けて、それやらないと、西畑、老川と一緒にやっても100人前後なんですよ。これはやはり教育の将来的なことを考えた場合には、学区の見直しというか、うまく振り分けしないとやっぱり子供たちがかわいそうなので、それは町民と、またPTAと行政とみんなで、将来的には小学校2校ということであるのであれば、その辺を検討しないと、27年には上瀑、総元と一緒に大多喜小と一緒になっても教室が足りないということがもう目に見えてわかっているんで、前もって住民に周知徹底しないと、いきなりその近くになってやってもいろいろまた今回のようなあれになると思うので、できればそういう環境を整えて、地域のどうしても昔の5カ町村の名前が出てきてしまうと、そういうあれがあるので、できればその辺を今後の対策というか対処を願いたい。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（正木 武君） 審議の途中ですが、議事の都合により会議時間を延長いたします。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、吉野議員さんから大多喜町全体を2校というふうにすると、こちら3校と向こうの2校が一緒になったときに、ちょっと人数のアンバランスがあるんじゃない

ないかということですが、それは今回も何回か出ました。老川、西畑にとどまらず、総元を例えば半分に割って、総元の半分は西畑のほうにというような意見も出されました。

ただ、今現在、あと10年ぐらいはこの人数で西畑、老川いきますので、当面10年ぐらいい見越してこの計画を立てていきますけれども、総元を例えば2つに割るとするのは保育園の関係、中学校の関係を考えますと、なかなかこれまた非常に難しいことかなと思いますけれども、そういうご意見があったということは、今後また先へ進めるときに理解しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

(「議長、今は校名の議題だから、3校の統合は別の機会にした方がいいんじゃないかな」の声あり)

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありますか。

7番吉野議員。

○7番(吉野僖一君) 今の江澤議員の言うとおりのので、これは要望というか、今後の対応ということで申し上げました。失礼しました。

○議長(正木 武君) 1番野中議員。

○1番(野中眞弓君) 老川小学校の施設のことなんですけれども、老川小学校の屋内運動場を条例から除いていくわけですが、今老川小学校の体育館の利用状況というのはどうなっているのでしょうか。老川小学校の体育館を使わなくなったら、今までの利用者は、影響を受ける利用者というのはないのでしょうか。住民にとって不便なことにならないのでしょうか。

○議長(正木 武君) 教育長。

○教育長(石井信代君) ここ1年間、老川小学校の体育館を老川の方たちが何かで使っているという実績はございません。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

なお、あらかじめ申し上げます。

この議案の場合は、地方自治法第244条の2第2項の規定によって出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とする特別多数決となります。したがって、議長についても表決権を有し、出席議員に含まれますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名で、その3分の2は8名です。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長（正木 武君） 挙手11名で、3分の2以上です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第2、議案第14号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第14号 平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）のご説明をいたしますので、1ページをごらんください。

平成24年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億45万3,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、4、5ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額98万円は前年度の繰越金であります。

次に、歳出でございますが、款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費98万円の増額補正は老川小学校閉校に伴う閉校行事实行委員会への補助金であります。

以上、一般会計補正予算（第10号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の

上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今の98万の具体的な内容をお示してください。また、こういうことをやる自体はいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 今補正予算として上げさせていただきました98万円につきましては、平成25年3月に老川小学校を閉校するという事で、町のほうが地域のPTA、それから地域の方々をお願いして、閉校に関するさまざまな準備をさせていただいているところがあります。地域の人たちは、地元の学校がなくなるということで、自分たちでいろいろな行事をやりたいということで申し出がありました。

具体的な行事につきましては、夏休みに親子で学校の校舎に泊まってキャンプをやりたい。また、9月には最後の運動会になるので、地域じゅうを集めて大きい大運動会にしたいということと、あとこの先2月には親子での行事で遠くに記念の旅行に行きたい。それから、3月には町も合同で行う予定なんですけど、閉校の記念式典を予定しております。

その各地域の子供と保護者が影響するといいますか、実際に受給する利害関係がある経費については自分たちが出すんですけども、閉校行事の部分で式典を行います。また、記念誌を出すということで、1年間の全体の経費がおおよそ180万前後になります。その分の中から閉校の式典に係る部分のところを補助金として出費していただきたいということで、予算のお願いをいたしました。

以上であります。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、学校でキャンプとかどうのこうの言っていたんですけども、本当は来年の4月1日から統合でしょう。どうなんですか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） ちょっと誤解が、私の説明が悪くて申しわけありませんでした。

補助金は閉校行事を、記念式典をやるということで、その部分について、本来町が行うべきところを補助金として出すものでございます。

(発言の声あり)

○議長(正木 武君) 教育課長。

○教育課長(高橋啓一郎君) 具体的な98万の使い道ということでよろしいでしょうか。

(「具体的に説明してください」の声あり)

○教育課長(高橋啓一郎君) まず、一番大事なところが閉校式典を3月24日に予定しております。そのときの式典の開催経費です。次に、閉校記念誌、冊子をつくる部分の経費であります。そのほかに、先ほど言いました地元のPTAとかがやる部分の経費全体に対しての補助金として、その部分を計上しているということです。

○議長(正木 武君) 11番野村議員。

○11番(野村賢一君) 大変恐縮で3回目なんですけれども、じゃ、教育長、これ本当長くいろんなプロセスがありました。その中で老川小学校が統合ということで、ゆうべ決まったそうですね。そんなような話、情報が入った。今度27年に上瀑、大多喜、総元があるわけですよ。事例ができたわけですよ。大丈夫ですか。

○議長(正木 武君) 教育長。

○教育長(石井信代君) 事例ができたというか、統合したという事例。

(「27年度に3校がもう一度やるわけでしょう。こういうことをやるわけでしょう、記念行事。そういうあれができたんですか」の声あり)

○教育長(石井信代君) そうです。

(「今度は、じゃ上瀑、大多喜、総元のときもこういうことはやるんですか」の声あり)

○教育長(石井信代君) それは先ほど申し上げましたように、やはり地域としましては、それこそ今まで大勢の方々がはぐくんできた100年以上の学校が閉校するわけですので、ぜひそこでやりたいということがあれば、同じようにやりたいと思います。

(発言の声あり)

○教育長(石井信代君) そうです、その地域というか、やるということであれば。

今回の今の金額ですけれども、閉校式典と、それから記念誌につきましては、それこそ100年以上の学校が閉じるわけですから、多くの地域の方々に文章を書いていただいたり、学校で先生をやっていた方に文章をいただいたり、あるいは卒業生ということで、老川小学校の場合は毎戸PTA会員なんです、あそこは。なので、これでもう小学校がなくなるということで、すべての家庭にこれも配りたいということで、すべて出すわけではないんです。

P T Aのほうからもお金をいただくんですけれども、ある程度町からも補助ということでこういう形になりましたので。ご理解いただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） この問題については私も議会の中でもいろいろ意見を出させていただきまして、教育長のほうでもいろいろ頭を悩ませて結論に達したと思うんですね。このことについては、私は本当によかったなというふうに考えております。

しかし、今、課長の答弁の中に、この98万円の使い道について、キャンプをやったり、そういったものについてのあれも今発言されていたんですが、それは実際にそういったものに補助金として充てていくんですか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 本当に私の発言の仕方で誤解を招いて申しわけないです。

実質的にこの98万円につきましては、先ほど申し上げたように閉校式典、それから記念誌の部分に充てられる経費であります。

以上です。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） ご苦労さまでした。町長初め教育長もなかなか頭を痛められたことは私も情報として聞いておりますけれども、本当に少ない三、四人の学級で勉強するよりも、大勢の中でいろんなことを経験しながら、もまれて育っていく人間をつくり上げていくということについてはよかったなというふうに思います。ご苦労さまでした。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（正木 武君） お諮りします。

ただいま11番野村賢一議員から大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2件の議案が提出されました。この2件の議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

提出された2件の議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案を配付いたします。

（議案書配付）

○議長（正木 武君） 議案書の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 議案配付の漏れなしと認めます。

もう一枚あるそうです。

（議案書配付）

○議長（正木 武君） 議案書の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 議案配付の漏れなしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第3、発議第1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

11番野村賢一議員。

○11番（野村賢一君） それでは、発議第1号について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、議会運営委員であります小高芳一議員、野中眞弓議員、野口晴男議員、藤平美智子議員の賛同のもと提出するものでありますが、11月28日の議員全員協議会で

事務局からご説明申し上げたとおり、地方自治法の一部を改正する法律が本年9月5日に公布されたところでありますが、今回の改正では「地方議会制度」や「議会と長の関係」、あるいは「直接請求制度」の改正などが盛り込まれております。そして、「地方議会制度の中の議会運営」に係る改正では、議会の委員会に関する規定が簡素化されまして、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任方法や在任期間に関する規定については条例で定めるものとされました。このことに伴いまして、所要の規定を条例で定めるため、大多喜町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

また、第12条の改正規定については、現行条例の第7条の規定の中で常任委員、議会運営委員及び特別委員は（「委員」、以下「委員」という）と規定していることから、第12条の見出し及び本文の中の表現を整理するため改正を行うものであります。

一部改正を行う条例の説明については議会事務局長から申し上げますが、ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（正木 武君） 局長。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは、議案内容につきましてご説明させていただきたいと思います。

皆さんのお手元の資料のとおり、発議第1号 平成24年12月7日、大多喜町議会議長 正木武様。

提出者、大多喜町議会議員 野村賢一、賛成者、同 小高芳一、賛成者、同 野中眞弓、賛成者、同 野口晴男、賛成者、同 藤平美智子。

大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出しますということで、別紙になっておりますが、大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例、これにつきましては、この改正内容につきましては、国及び全国議長会から示されました準則あるいは改正例に従って改正するものでございます。

大多喜町議会委員会条例（平成8年条例第12号）の一部を次のように改正するということでございます。

第7条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同項の前に次の3項を加えるということで、現行条例の第7条に次の3項を加えるために3項ずつ項を繰り下げするものでございます。

次の行でございますが、議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。この項が第1項となります。1項という表現が、数字が入っておりませんが、条文の項立ての中では第7条の第1項ということになります。

次に第2項でございますが、常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3項でございますが、常任委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

ちょっと今地震来ておりますので、中断させていただきます。

○議長（正木 武君） どうぞ。

○議会事務局長（高橋謙周君） よろしいですか。

○議長（正木 武君） 暫時休憩します。

（午後 5時20分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時21分）

○議長（正木 武君） それでは、お願いします。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは、続けさせていただきます。

情報が入り次第、お伝えしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

第12条の見出し中、「、議会運営委員及び特別委員」を「及び委員」に改め、同条第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。これが第12条の見出しと同条第2項中の表現を改めるものでございます。

附則、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。ということでございまして、公布の日から起算して政令で定める6カ月を超えない範囲内で政令で定める日ということで、非常にわかりづらい表現でありますけれども、9月5日に法律が施行されております。そこから6カ月を超えない範囲内で政令で定めるべきということで、国のほうでは平成25年3月1日ごろになる見通しだということでございます。この日から施行するということになります。

ただし、第12条の改正規定につきましては公布の日から、いわゆる掲示板に掲示した日か

ら施行するということでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第4、発議第2号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

11番野村賢一議員。

○11番（野村賢一君） 可決ありがとうございました。

発議第2号についても提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましても、議会運営委員であります小高芳一議員、野中眞弓議員、野口晴男議員、藤平美智子議員の賛同のもと提出するものであります。

前の発議案と同様、地方自治法の一部を改正する法律によりまして、普通地方公共団体の議会は本会議において予算その他重要な議案、請願等の審査のため公聴会を開き、真に利害関係を有する者または学識経験を有する者等から意見を聞くことができるものとされました。

さらに、本会議において当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要

があると認められるときは参考人を招致し、その意見を聞くことができるものとされました。このことに伴い、「公聴会」及び「参考人」についての手続を整備するものであります。

また、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の規定が一つにまとめられたことなどから、会議規則中に地方自治法の関係事項を引用している箇所について改正することが必要となったため、大多喜町議会会議規則の一部を改正するものであります。一部改正を行う規則の説明については、議会事務局長から申し上げますが、ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） 局長。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは発議第2号につきましてご説明させていただきます。

平成24年12月7日、大多喜町議会議長 正木武様。

提出者、大多喜町議会議員 野村賢一、賛成者、同 小高芳一、賛成者、同 野中眞弓、賛成者、同 野口晴男、賛成者、同 藤平美智子。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出しますということで、別紙でございますけれども、この会議規則の内容につきましても、国あるいは全国議長会から示されました準則あるいは条例案等に従って整備させていただきました。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則。

大多喜町議会会議規則（平成8年議会規則第1号）の一部を次のように改正するということで、まず目次の改正でございます。目次中第14章会議録（第117条―第119条）から第17章の補則（第122条まで）、これは「第14章公聴会」第117条から122条から第19章の補則第129条までに改めるということで、要は14章と15章に公聴会の規定と参考人の規定がここに追加されております。

次に、第17条の第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。この改正は修正の動議の規定が17条の1項中に規定されております。この修正の動議につきましては、法律の中では115条の2に今まであったんですけれども、今回公聴会の関係と参考人の関係の規定が法第115条の2に規定された関係から、修正の動議についての法律についても115条の3に変わりました。そういうことで会議規則のほうも115の3に改正するものでございます。

次に、第73条の2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めるという改正でございますが、これは所管事務調査の規定が第73条の2第2項に規定されております。これにつきましては、議会運営委員会の関係あるいは常任委員会、そして特別委員会の関係

が一本化されたことでこの条項が変わっております。法律のほうが変わっております。そういうことで会議規則中の規定につきましても109条の3項に改めるということでございます。

次の「第122条を第129条とする。」から、「第14章を第16章とし」というところまでは、今ご説明申し上げてきました第14章、15章の公聴会、参考人の関係の2章が加わったこと、それから条文がその中に117条から123条加わったことがあります、条文につきましては7条ずつ繰り下げるという改正の規定でございます。

下から3番目でございますけれども、第13章の次に次の2章を加えるということで、冒頭から申し上げておりますように第14章で公聴会の規定を加えるものでございます。

(公聴会の開催の手続)でございます。裏にまいりまして、第117条、議会在、法第115条の2第1項の規定により、会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2項としまして、議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所、意見を聞こうとする案件その他必要な事項を告示する。

(意見を述べようとする者の申出)でございますが、第118条でございます。公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)でございますが、第119条での規定でございまして、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2項としまして、あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)の規定でございますけれども、第120条、公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2項としまして、前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3項としまして、公述人の発言がその意見を聞こうとする案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員及び公述人の質疑)の関係の規定で、第121条でございます。議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2、公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)の規定でございます。第122条、公述人は代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章は参考人の規定でございます。

(参考人) 第123条、議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2項としまして、前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項と通知しなければならない。

3項でございますが、参考人については、第120条、第121条及び第122条の規定を準用する。ということで準用規定を加えてございます。

附則でございますが、この規則は、公布の日から執行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から起算して6月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ということでございまして、先ほどの委員会条例の一部改正と同じ形で施行されるということでございます。

なお、この条文の中で関連してまいりますことでございますが、今回の改正で加えます117条から123条の公聴会の開催、それから公述人の出席に際して費用弁償というものも当然発生してまいります。その辺考慮しなければならないということで調整してまいりまして、この際の費用弁償あるいは旅費の支給については、大多喜町では、この公聴会調査等に出頭した者に対する費用弁償等に関する条例というのは既に規定してございまして、支出根拠は整備されていることから、今回のこの改正に合わせての改めでの整備は予定しておりません。

以上でございます。

○議長(正木 武君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

お疲れさまでございました。

(午後 5時36分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成25年 1月24日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 小 高 芳 一

署 名 議 員 荻 込 孝 次